

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 3 月 9 日提出
【計算期間】	第 7 期計算期間 （自 平成22年 6 月11日 至 平成22年12月10日）
【ファンド名】	クロッキー・グローバルセクター・ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 内外 / 株式 / インデックス型に属し、主として「クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors Index）」の変動率に基づいて価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、円換算したクロッキー・グローバルセクター指数の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
--------	------	--------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル (含む日本)	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	TOPIX
不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			その他 (クロッキー・グロー バルセクター指数)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (含む日本) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他の指数 (クロッキー・グロー バルセクター指数)	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。 (対象インデックスはクロッキー・グローバルセクター指数とする。)

当ファンドは、債券価格が特定の株価指数の変動率に基づいて変動する債券（ユーロ円債）に投資します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（債券 その他債券）と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

- 当ファンドはユーロ円債などに直接投資を行います。



b. ファンドの特色

1. クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債（パフォーマンス・リンク債）に投資します。

クロッキー・グローバルセクター指数はクロッキー・グローバルセクター戦略に基づいて算出されます。

2. ドイツ銀行グループが開発した独自の分析手法に基づいて算出されるクロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の値動きを概ね捉える投資成果を目指します。

クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債（発行体：ドイツ銀行AGロンドン）を高位に組み入れる運用を行います。

《投資するユーロ円債の概要》

- ・発行体：ドイツ銀行AGロンドン
＜信用格付け A +（S & P） Aa3（ムーディーズ） 2011年1月現在＞
- ・クーポン（利率）：ありません。
- ・発行日：ドイツ銀行AGロンドンの任意で随時発行されます。
- ・満期償還日：発行時にドイツ銀行AGロンドンの任意で決定されます。
- ・債券の償還価格：クロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の変動率から指数手数料相当（年率0.85%）を差し引いた率に基づいて決定される価格
- ・債券の売買価格：原則として、クロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の変動率から指数手数料相当（年率0.85%）を差し引いた率に基づく理論価格に、売買手数料に相当する額を加算した価格（買付時）または減算した価格（売付時）

上記の発行体の信用格付けを付与しているS&P（スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス）ならびにムーディーズ（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）は、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録を受けておりません。

ユーロ円債の発行体が債務不履行（デフォルト）となった場合は、償還金の支払いが遅延もしくは行われない可能性があります。

ユーロ円債は償還時まで保有することを基本としますが、当該債券の発行体の信用力が著しく低下した場合または発行体が債務不履行となった場合などには、委託会社の判断により保有債券をすべて売却することがあります。その場合、委託会社は受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ファンドの資金動向、市場動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

クロッキーとは

クロッキー（CROCI）は、

『Cash Return on Capital Invested』の頭文字で、『投下資本に対する現金収益比率』を意味します。

「クロッキーモデル」は、ドイツ銀行グループが1995年から1996年にかけて独自に開発した株式分析手法です。

ドイツ銀行グループは、「クロッキーモデル」による株式分析手法を活かし、各種指数を開発、公表しています。

「ドイツ銀行グループ」について

ドイツ銀行グループは、総資産約1兆9,060億ユーロ（約205兆円：1ユーロ=107.91円で換算）を有し、10万2,062人の従業員を擁する世界でも有数の金融機関として、世界74ヵ国で幅広い金融サービスを提供しています。特に、企業金融や証券・投資銀行、トランザクション・バンキング、資産運用、プライベート・ウェルス・マネージメントの分野では世界でも主導的な地位を占めており、さらに、ドイツや欧州大陸においては、個人顧客および中堅企業向けの金融ビジネスでも強固な事業基盤を確立しています。ドイツ銀行AGの格付けは、A+（S & P）、Aa3（ムーディーズ）となっています。（以上、データはすべて2010年12月末時点）

ドイツ銀行AGロンドンとは、ドイツ銀行のロンドン支店であり、ドイツ銀行AGロンドンが発行する債券はドイツ銀行の債務です。

クロッキー・グローバルセクター指数とは

日・米・欧の大型株を対象とし、「クロッキー・グローバルセクター戦略」によって選択された銘柄群のパフォーマンスを指数化したグローバルセクター指数です。選択対象銘柄を9セクターに分類し、その中から割安3セクターを選びます。主としてそれら3セクターから選ばれた30銘柄（原則1セクターにつき10銘柄）が指数を構成します。セクター、銘柄とも毎月見直しを行います。

（注）クロッキー・グローバルセクター指数(CROCI Sectors II Index)は、東京証券取引所第一部上場銘柄、欧州経済通貨統合(EMU)参加国の上場株式、S & P500種指数構成銘柄の中からドイツ銀行グループが開発した方法によって選定された30銘柄のパフォーマンスを反映する株価指数としてドイツ銀行グループが算出する指数であり、クロッキー・グローバルセクター指数に関する知的財産権その他一切の権利はドイツ銀行グループに帰属します。「CROCI」および「クロッキー」はドイツ銀行AGの登録商標です。ドイツ銀行AGの事前の書面による承諾なくクロッキー・グローバルセクター指数を使用し公表することは禁止されています。ドイツ銀行グループは、クロッキー・グローバルセクター指数もしくはこれに関連する指数またはこれら指数を構成する株式の取引、またはこれらに関連する投資について、実行する義務を負うものではなく、また推奨するものではありません。また、過去の実績が必ずしも将来の結果を示唆するものではありません。ドイツ銀行グループは、本書に言及されるいかなるファンドについてもこれを保証するものではありません。

クロッキー・グローバルセクター戦略のねらい

ひとつの投資尺度で世界の株式を比較。
株式分析手法「クロッキー」で、割安セクターの大型株を集中選択。

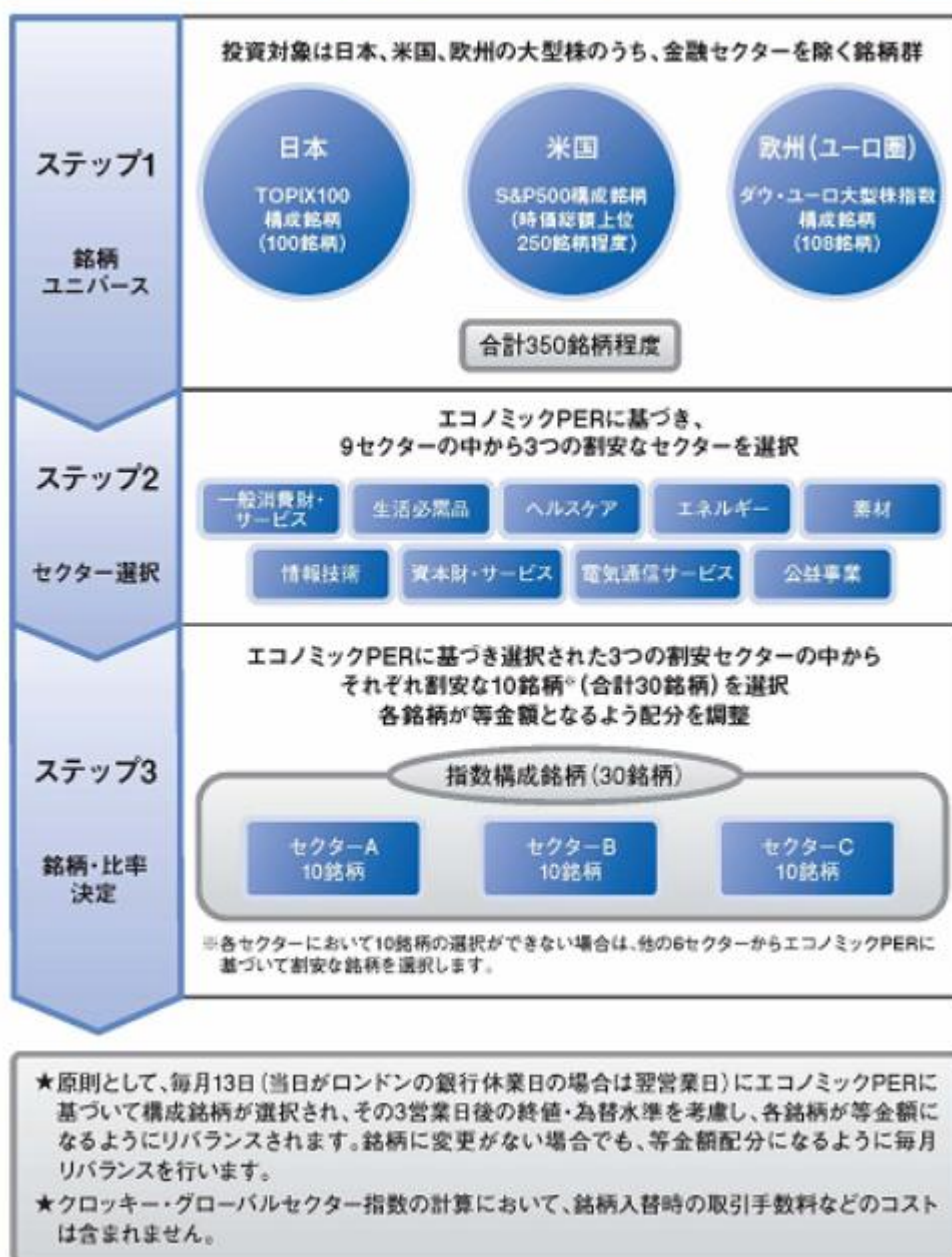
- ★ 「一般的なインデックスを基準とする投資」「テーマ株投資」「対象国・地域を絞った投資」といった従来からの手法とは異なる新しいグローバル投資手法で世界経済の成長を捉えることを目指します。
- ★ 日・米・欧各国の大型株の中から、ドイツ銀行グループが開発した独自の株式分析手法「クロッキーモデル」により、主として割安と判断されるセクターの中から30銘柄を機動的かつ集中的に選択し、値上がり益の獲得をねらいます。

クロッキー・グローバルセクター戦略のコンセプト

- ★ 国ごとの会計制度・税制の違い、セクターごとの財務特性の差異などから、P E R[※]などの一般的な投資尺度では、国やセクターが異なる銘柄を単純に比較することは困難です。
そこで、クロッキー・グローバルセクター戦略では、ドイツ銀行グループが独自に算出する「エコノミックP E R」という1つの投資尺度で、日・米・欧の様々な銘柄を国やセクターの違いというファクターを除いて比較し、割安なセクター・銘柄を機動的に選択することを目指しています。
「エコノミックP E R」とは、表面的な会計データを、より経済実態に近づけるよう、客観的なルールに基づいて調整を施すことにより、P E Rを、有効な投資尺度となるように改良を図ったものです。

$$^{\ast} P E R = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純利益（EPS）}}$$

クロッキー・グローバルセクター指数の構築プロセス<2011年1月末現在>



当ファンドとクロッキー・グローバルセクター指数(円換算後、以下同じ。)とのパフォーマンス乖離要因

《下方乖離要因》

- 当ファンドが投資するユーロ円債には年率0.85%の指数手数料が課されており、当該手数料に相当する分がクロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方乖離要因となります。
- 当ファンドが支払う信託報酬や監査報酬などの費用は、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方乖離要因となります。
- 投資対象とするユーロ円債の買い付け・売却に伴う約定執行時の売買手数料に相当する額は、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方乖離要因となります。

《その他の乖離要因》

- 当ファンドはユーロ円債を高位に組み入れる運用を行いますが、信託報酬や収益分配金などの支払いに備えるなどの理由で余裕資金を保有しますので、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する乖離要因となります。
- 当ファンドに対する追加設定のお申し込みに応じてユーロ円債の買い付けを行いますが、当該ユーロ円債を買い付けるまで一時的に実質的な組入比率の低下（希薄化）が発生し、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する乖離要因となります。
- 当ファンドが投資するユーロ円債の最小額面は100万円です。このため、ファンド規模が小さくなった場合、精緻な組入比率の調整が困難となり、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する乖離要因となります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20％以下とします。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以下とします。
	同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、年2回（毎年6月、12月の各月10日、休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

< 参考 >

以下は、ドイツ銀行AGロンドンが作成した、クロッキー・グローバルセクター指数についての定義書を転記したものです。文中にある「本書」とは当定義書を指します。

クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）について

用語の定義については、パート6に記載する。

パート1

概要

クロッキー・グローバルセクター指数（以下「対象指数」という。）は、選択対象ユニバースに組み入れられた各セクターから選択された30銘柄の収益率を反映することを目的とする。

選択対象ユニバースは、(1) Dow Jones EURO STOXX Large Index（以下「ダウ・ユーロ大型株指数」という。）の構成銘柄（Dow Jones STOXX Economic Sector Designation（以下「ダウジョーンズ・ストック・エコノミック・セクター記号」という。）がFIN（すなわち金融）である発行会社の株式を除く。）、(2) 各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれない銘柄に関しては、S&P®500指数に含まれる市場時価総額が最も大きい251銘柄、また各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれる銘柄に関しては、S&P®500指数に含まれる市場時価総額が最も大きい271銘柄（S&P GICSセクターコードが金融である発行者の株式を除く。）および (3) TOPIX 100 株価指数構成銘柄（東京証券取引所の業種区分により銀行、保険、証券・商品先物取引業およびその他金融業と明記されている銘柄を除く。）で構成されている。

選択対象ユニバースに組み入れるセクターは、一般消費財・サービス、生活必需品、ヘルスケア、情報技術、資本財・サービス、素材、電気通信サービス、公益事業およびエネルギーである。

30銘柄は、「対象指数構成銘柄選択過程（パート3に記載する。）」にしたがって選択される。選択過程の第一段階では、インデックス・スポンサーが、スタビライズド・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターを特定する。第二段階では、それぞれのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の銘柄を選抜する。第一段階と第二段階で選抜された銘柄が30に満たない場合、インデックス・スポンサーは第三段階を適用して、対象指数構成銘柄数が30銘柄になるように残りのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い銘柄を選ぶ。

CROCI（クロッキー。投下資本に対する現金収益比率）は、セクターや市場ごとの株価収益率（またはPER）を比較するために、企業の財務諸表に細部に渡る調整を行う独自の株式分析手法である。クロッキーは、「経済的な実態にそった」PERをもとに、市場で最も割安な銘柄を見つけ出すことを目指す。

対象指数、スタビライズド・エコノミックPERおよびエコノミックPERの分析手法はドイツ銀行によって開発された。ドイツ銀行ロンドン支店の一部門であるクロッキー投資戦略&評価グループがスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERの分析と計算を行い、これが対象指数の基礎となる。

対象指数は、インデックス・スポンサーによって対象指数計算基準日に構成された。対象指数の詳細（対象指数の現在の構成を含む。）については、「現在のウェイトと日次対象指数値（パート9に記載する。）」の項に記載する。インデックス・スポンサーが最初に構成をした以後、以下の「対象指数構

成銘柄選択過程」に定める要領で、月に一度、各対象指数再構成日に対象指数の再構成が行われ、新しい対象指数構成銘柄が決定されている。対象指数を構成する銘柄は、以下の「その他の調整（パート7に記載する。）」に定める規定を前提として、「対象指数の計算（パート5に記載する。）」の「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める要領で、対象指数再構成日ごとに均等のウェイトが設定される。

日次対象指数値は「対象指数の計算」および「市場混乱時における対象指数の計算（パート8に記載する。）」の項にしたがって、インデックス・スポンサーが取引所営業日ごとにそれぞれの対象指数構成銘柄の取引価格とウェイトを用いて計算する。対象指数はユーロ建てとする。

以下の「対象指数構成銘柄選択過程」および「対象指数の構成制限（パート4に記載する。）」の項にしたがって、本書に定める条件に基づいてインデックス・スポンサーが行った決定は、明らかな誤りがない限り、すべての関係者を拘束する。

対象指数はドイツ銀行独自の指数であり、既に「クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）」を商標として登録する申請が行われている。事前にドイツ銀行の書面による許可を得ることなく、対象指数を使用したり、公表してはならない。

インデックス・スポンサーは、対象指数、選択対象ユニバースまたは選択対象ユニバースの構成銘柄と連動した取引または投資を実行し、または推進する義務はない。

パート2

リスク要因

投資予定者は、リターンが対象指数のパフォーマンスと連動するあらゆる投資商品またはファンドに関する投資決定をくだす前に、以下のリスク要因を含めて本書に記載するすべての情報を慎重に検討すべきである。以下のリスク要因はすべてを網羅したものではない。その他にも投資予定者が個々の事情に関連して、または原則として検討すべきリスクがある可能性がある。

総論

投資予定者は、リターンが対象指数のパフォーマンスと連動した投資を検討する際に、対象指数の水準は上がる場合もあれば下がる場合もあること、および将来において対象指数のパフォーマンスが過去のパフォーマンスを反映しない場合があることを認識しておくべきである。

対象指数と連動し、または関連した投資が、その時点における対象指数構成銘柄への投資と同一の結果をもたらすとは限らない。

調査

ドイツ銀行は、対象指数構成銘柄または選択対象ユニバースを構成するその他の銘柄ないし将来これに該当しうる銘柄について調査レポートを発行する権限を有する。これらのレポートは、本書に規定されたインデックス・スポンサーの義務から完全に独立しており、主として「展望」または「パフォーマンス」の観点から作成される。

インデックス・スポンサーの計算および判断

対象指数に関連するインデックス・スポンサーの計算および判断は、明白な誤りがない限り、すべての当事者を拘束する。いかなる者（インデックス等と連動した商品の保有者であるか否かを問わない。）

もインデックス・スポンサーが対象指数に関連して行った計算または判断、あるいは計算または判断の懈怠について、インデックス・スポンサーを訴える権利を有しない（また提訴権を放棄することに合意する）。インデックス・スポンサーが対象指数および日次対象指数値を組成し計算する限り、インデックス・スポンサーは自らが自主的に検証していない、入手可能な公開情報に依拠して対象指数の計算および判断を行う。インデックス・スポンサーは、当該計算または判断において当該情報を利用することに起因するすべての損失および損害につき一切責任を負わないものとする。

クロッキー・バリュエーション

インデックス・スポンサーの調査グループである「評価グループ」が、選択対象ユニバースを構成する各銘柄ごとのスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを参照して、対象指数を構成する。これらの比率は、クロッキー投資戦略&評価グループによる特定の調査方法を利用して計算される。パート6に定める選択対象ユニバースを構成する各銘柄のスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを決定するために利用される指標の定義は、クロッキー投資戦略&評価グループが利用している分析手法を示しているが、各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERの計算の根拠となる調査方法または算式を網羅するものと解釈されるべきではない。

CROCI、企業価値、投下資本およびインデックス・スタビリティ・ファクターの定義は、現在クロッキー投資戦略&評価グループが利用している分析手法を参照し、規定されている。インデックス・スポンサーは、改良または改正された財務分析手法または手段等を受けて、クロッキー投資戦略&評価グループがその裁量により当該分析手法を変更しないことを保証するものではなく、または意図するものではない。当該変更は対象指数および対象指数に関連して発行される有価証券の存続期間中に起こりうる。

各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERは、クロッキー投資戦略&評価グループが入手可能な公開情報を参照して計算するが、クロッキー投資戦略&評価グループの設定する前提に基づいて調整される。その後、かかる前提が不正確であると判明する可能性がある。

さらに、各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERは、過去の情報に基づいて算出された推定値であり、将来の成果を保証するものではない。

インデックス・スポンサーは、（黙示または明示を問わず）

（ ）適格銘柄または対象指数の実績、および、

（ ）対象指数の実績が選択対象ユニバースの実績に追従すること

を表明するものではない。

選択対象ユニバースおよびインデックスの計算の調整 - 分析手法の変更

投資者は、以下の「その他の調整」と題する項に定める規定に注意すべきである。インデックス・スポンサーが適当と考える場合、選択対象ユニバース指数が入れ替わり、他の判断または調整がなされ、対象指数または日次対象指数値を決定する方法が変更される可能性がある。

パート3

対象指数構成銘柄選択過程

インデックス・スポンサーは、各選択日において、以下の規定にしたがい、選択対象ユニバースから新しい対象指数構成銘柄を選択する。ただし、当該選択日または当該選択日以前に、選択対象ユニバース指数を構成する一つ以上の銘柄が、当該選択日の直後の選択日より前に選択対象ユニバースに含まなくなると選択対象ユニバース指数のスポンサーが発表した場合、その銘柄は当該選択日の対象指数構成銘柄として適格でない。

各選択日における対象指数構成銘柄の選択過程は以下のとおりである。

- () 選択対象ユニバースを構成する各銘柄のエコノミックPERは、以下のエコノミックPERの定義に定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- () 選択対象ユニバースを構成する各銘柄のスタビライズド・エコノミックPERは、以下のスタビライズド・エコノミックPERの定義に定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- () 各セクター（金融を除く。）ごとにセクター・エコノミックPER中央値を算定する。
- () 各セクター（金融を除く。）ごとにスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が以下のスタビライズド・セクター・エコノミックPERの定義の定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- () スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターが、各選択日において、インデックス・スポンサーによって決定される。

いずれかのセクターのスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値がその他のセクターと同一の場合、当該選択日にスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターを決定するうえでは、合計市場時価総額が大きいセクターの方がスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が低いとみなす。

- () 以下の要領で、スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターから合計して30の適格銘柄を選択する。
 - ・ スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ（ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする）。
 - ・ スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が二番目に低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ（ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする）。
 - ・ スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が三番目に低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ（ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする）。

当該選択日において、上記の規定にしたがって対象指数に含めることができる適格銘柄が30に満たない場合、インデックス・スポンサーはその他の6つのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い銘柄を選ぶ。

いずれかの適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがその他の適格銘柄と同一である場合、当該選択日に新しい対象指数構成銘柄を選択するうえで、最も大きい時価総額を持つ適格銘柄が最も小さいスタビライズド・エコノミックPERを持つものとみなされる。

上記規定にしたがって行われる対象指数の再構成は、以下の「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める要領で、当該対象指数再構成日の直後から有効となる。

疑義を避けるために付言すると、対象指数への採用後に選択対象ユニバース指数に含まれなくなった対象指数構成銘柄は、以下の「その他の調整」の項には服するが、次の対象指数再構成日まで対象指数にとどまることになる。

パート4

対象指数の構成制限

対象指数の構成を調整する場合は以下の基準にしたがう。

ドイツ銀行もしくはその関連会社が選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の保有者であることにより、またはドイツ銀行もしくはその関連会社が選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の保有者となったことにより、法律上または規制当局への報告義務もしくは開示義務が生じまたは税金が賦課されることとなった場合、インデックス・スポンサーは、その合理的な裁量により、かかる銘柄を選択対象ユニバース指数から除外し、ひいてはインデックス・スポンサーが適切とみなす限りにおいてかかる銘柄が対象指数に含まれることが適格ではないとみなすことができる。

インデックス・スポンサーは、上記の「対象指数構成銘柄選択過程」に基づいて行う対象指数の構成に対する変更が上記の制限に抵触するかどうかを決定する絶対的裁量権を持つものとし、かかる決定は最終のものであり、すべての当事者（対象指数等に連動した商品の保有者であるか否かを問わない。）に対して効力を有するものとする。対象指数の構成に対する変更がかかる制限に違反するとインデックス・スポンサーが決定した場合、かかる変更は行われない。

パート5

対象指数の計算

「日次対象指数値」とは、対象指数再構成日を除き、関係する取引所営業日における、(a) 各対象指数構成銘柄のウェイト（以下に定義する。）と (b) 各対象指数構成銘柄の終値の積の合計をいう。日次対象指数値は小数点第三位を四捨五入する。

日次対象指数値は、以下の「市場混乱時における対象指数の計算」に定める規定にしたがって、各取引所営業日において計算される。ただし、インデックス・スポンサーが、いずれかの対象指数構成銘柄に関して取引所営業日において終値が算定できず、かつ市場混乱事由（「市場混乱時における対象指数の計算」に定義する。）が発生していないと判断した場合、「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める規定にしたがって、当該取引所営業日の日次対象指数値は算定されないものとする。

計算式は以下のとおりである。

$$\text{日次対象指数値}_t = \sum_i^n W_{i,t} \times P_{i,t}$$

n	=	対象指数に含まれる対象指数構成銘柄の数
$W_{i,t}$	=	t 日における対象指数構成銘柄 i のウェイト
$P_{i,t}$	=	t 日における対象指数構成銘柄 i の終値

対象指数再構成日における対象指数の計算

インデックス・スポンサーは、前記「対象指数構成銘柄選択過程」および「対象指数の構成制限」に定める規定にしたがって、各対象指数再構成日に対象指数の再構成を行う。

対象指数再構成日に市場混乱事由が発生した場合、インデックス・スポンサーは、市場の実勢および当該対象指数構成銘柄の直近の利用可能な取引価格を参照して、市場混乱事由の影響を受けた対象指数構成銘柄の、当該対象指数再構成日の日次対象指数値もしくは取引価格を決定するのに適切とみなされる決定ないし修正を行うか、または当該日を対象指数再構成日とせずに、インデックス・スポンサーが選択するその他の日を対象指数再構成日とすることを決定することができる。

その時点で対象指数を構成する対象指数構成銘柄（以下「旧対象指数構成銘柄」という。）と対象指数再構成日の直後に入れ替わって、対象指数を構成する対象指数構成銘柄を、対象指数再構成日における対象指数の再構成を説明するうえで、「新対象指数構成銘柄」という。新対象指数構成銘柄は、上記の要領で当該選択日において選択される。

対象指数再構成日の日次対象指数値は、当該対象指数再構成日における、(a) それぞれの旧対象指数構成銘柄のウェイトと (b) 旧対象指数構成銘柄の終値の積の合計に等しい。

対象指数再構成日に旧対象指数構成銘柄と新対象指数構成銘柄の終値が発表された時点で、インデックス・スポンサーは対象指数を以下の要領で再構成する。

インデックス・スポンサーは、新対象指数構成銘柄のウェイトを、() 対象指数再構成日の日次対象指数値を新対象指数構成銘柄の数で除したものと () 対象指数再構成日の新対象指数構成銘柄の終値との比率として計算する。

パート6

定義

「該当比率」

() 85パーセント、または、() 100パーセントから、租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金（ドイツ銀行もしくはその関連会社が有価証券の保有者である場合に配当を受け取る結果として、ドイツ銀行もしくはその関連会社が負担し、または負担すると思われる租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金などを含む。）を考慮したうえで、インデックス・スポンサーが適宜決定した比率を差し引いた比率をいう。本書の日付の時点において、該当比率は85パーセントである。

「終値」

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および取引所営業日に関連して、（ただし、以下の「上場廃止、合併事由、国有化および倒産」の項にしたがう）当該取引所営業日における各銘柄の取引価格（以下に定義する。）をいい、関連取引所（以下に定義する。）で報告され、対象指数の通貨で表示され、対象指数の通貨で表示されていない場合は当該取引所営業日の為替レートを使って対象指数の通貨に換算するものとする。

「クロッキー」または「CROCI」

クロッキー投資戦略&評価グループが本書に記載するところにしたがって決定するのに必要な一定の時点および期間を対象に、選択対象ユニバースを構成する株式の発行者の資産に対するインフレ修正済みの経済的収益率を意味する。かかる各発行者に対して、経済的収益率は、会計上の利益（関連する会計報告書にしたがって決定される）とは異なり、発行者の税引後総利益の額が発行者の経済的資本総額の加重平均と等しくなるような割引率として与えられる。経済的資産の総額は、発行者の有形固定資産、ならびに通常は発行者の財務諸表の損益計算書において費用として計上されるがクロッキー投資戦略&評価グループが1年以上の耐用年数を有するとみなす宣伝費および研究・開発費、ならびにリース資産のような貸借対照表より除かれたその他の経済資産の価値である。

経済的資本総額の加重平均は、クロッキー投資戦略&評価グループが、会計上の耐用年数ではなく、発行者の資産の予想される経済的寿命に応じて算定する。

「クロッキー・データプール」

スタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを算定するためにクロッキー投資戦略&評価グループが使用する金融情報をいい、以下から入手する。

- () 選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者が発表した年次報告書
- () 発行者が発表した中間財務情報
- () インターナショナル・ブローカー・エスティメイト・システム(I/B/E/S)が提供した売上と

収益に関するコンセンサス予想値

() その他の公表された発行者に関する財務情報

「CROCIエコノミックPER」（本書では、「エコノミックPER」という。）

選択対象ユニバースを構成する銘柄および選択日に関連して、インデックス・スポンサーが当該選択日において算定した上記銘柄のエコノミックPERをいい、以下の計算方法によって計算される。

$$\text{エコノミックPER} = \frac{\text{企業価値(EV)}}{\text{純投下資本(NCI)}} \times \text{投下資本に対する現金収益比率(CROCI)}$$

() 企業価値(EV)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヵ月の企業価値である。

() 純投下資本(NCI)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヵ月の純投下資本である。

() 投下資本に対する現金収益比率(CROCI)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヵ月の投下資本に対する現金収益率である。

インデックス・スポンサーが選択日においてある銘柄のエコノミックPERを算定できない場合、当該選択日に関してかかる銘柄は対象指数に含めることができない。

「セクター・エコノミックPER中央値」

あるセクターおよびある選択日に関連して、当該セクターを構成する適格銘柄のエコノミックPERの中央値（メジアン）をいい、当該選択日にインデックス・スポンサーが算定する。

「クロッキー投資戦略&評価グループ」

インデックス・スポンサーのクロッキー投資戦略・評価グループをいう。

「当年度の投下資本に対する現金収益比率」（「当年度のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算したクロッキーをいう。

「当年度の負債」

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、発行者が負債として計上しているか否かを問わず、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算した発行者の負債および負債同等物（年金、引当金、前払金などの項目を含む。）の価値をいう。

「当年度の純投下資本」（「当年度のNCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算した純投下資本をいう。

「配当」

いずれかの対象指数構成銘柄の発行者が宣言した一株当たりの現金配当全額（発行者または発行者の代理人が配当に関する租税を理由とする源泉徴収または控除を行う前の支払金額（ただし、発行者の法域の法律に基づく税額控除は考慮しない。）とする。）をいい、インデックス・スポン

サーの決定にしたがって、株主割当発行、株式配当またはその他の現金支出を伴わない配当もしくは権利を除く。配当には、インデックス・スポンサーの決定にしたがって、特別配当またはボーナス配当等の現金の分配を含む（ただし、かかる配当等の分配が関係する銘柄の配当付き最終取引価格の10パーセントを超えないことを条件とする）。

「適格銘柄」

ある選択日および選択対象ユニバース指数を構成する各株式に関連して（疑義を避けるために付言すると、既述した「対象指数の構成制限」の項に基づいて選択対象ユニバース指数から除外された株式が適格銘柄になることはできない。）当該選択日のエコノミックPERがゼロ以上の株式をいう。

「取引所」

対象指数構成銘柄について、当該構成銘柄が上場または取引されている主取引所、あるいは当該取引所を継承する取引所で、インデックス・スポンサーが決定する取引所をいう。

「為替レート」

ある日の対象指数構成銘柄の通貨に関連して、当該日の午後4時頃（ロンドン時間）（またはインデックス・スポンサーが決定した午後4時以降のできる限り早い時間）に測定した対象指数構成銘柄の通貨と対象指数の通貨との直物為替レートをいい、インデックス・スポンサーが適当と判断する情報源を参考にして決定する。為替レートは、対象指数の通貨の一単位を購入するために必要な対象指数構成銘柄の通貨の単位数（または端数）で表示する。

「対象指数計算基準日」

1996年2月1日をいう。

「構成制限」

既述した「対象指数の構成制限」をいう。

「対象指数構成銘柄」

後記「その他の調整」にしたがって、その時点で対象指数を構成する各株式をいう。

「対象指数構成銘柄の通貨」

選択対象ユニバースを構成する各株式に関連して、インデックス・スポンサーが決定した各株式の通貨をいう。

「対象指数の通貨」

ユーロをいう。

「対象指数再構成日」

ある選択日に関連して、当該選択日から3取引所営業日目をいう。

「インデックス・スポンサー」

ドイツ銀行AGロンドンまたは正式に任命されたインデックス・スポンサーの後任をいう。

「指数スタビリティ・ファクター」

- () 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄となっている銘柄の場合
ゼロ
- () 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄でない株式の場合
0.10

「市場時価総額」

ある適格銘柄および取引所営業日に関して、当該取引所営業日においてかかる適格銘柄につき取引所によって報告された取引価格に当該適格銘柄の発行者の発行済普通株式総数を乗じた値を意味する。

「純投下資本」（「NCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者に関して、本書に記載するところにしたがう決定に必要な一定の時点および期間を対象にクロッキー投資戦略&評価グループによって決定された金額であり、有形固定資産、無形資産（研究開発費、リース資産および商標権など償却可能なその他無形資産を含む。）ならびに償却されない資金（運転資金純額を含む。）の総額から、減価償却累計額を控除したものに等しい。結果として生じる金額は、インフレについて修正され、かつ、各発行者の当該資産ベースを創造するために費やされたすべてのキャッシュのインフレ修正済純価額を表す。

「前年度の投下資本に対する現金収益比率」（「前年度のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成するある銘柄の発行者およびある選択日に関連して、当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算したクロッキー（または、CROCI）をいう。

「前年度の負債」

選択対象ユニバースを構成するある銘柄の発行者およびある選択日に関連して、発行者が負債として計上しているか否かを問わず、当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算した発行者の負債および負債同等物（年金、引当金、前払金などの項目を含む。）の価値をいう。

「前年度の純投下資本」（「前年度のNCI」）

選択対象ユニバースを構成するある株式の発行者およびある選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算した純投下資本をいう。

「再投資配当」

配当に該当比率を乗じたものをいう。

「関連取引所」

対象指数構成銘柄に関連して、インデックス・スポンサーが決定する、かかる対象指数構成銘柄のオプション契約または先物契約が取引されている取引所、取引システムまたは相場システムを意味する。

「セクター」

選択対象ユニバースを構成するある株式の発行者およびある選択日に関連して、世界産業分類基準（GICS）に基づいてインデックス・スポンサーが決定したセクター分類をいう。世界産業分類基準は、一般消費財・サービス、生活必需品、ヘルスケア、資本財・サービス、金融、情報技術、素材、

電気通信サービス、公益事業およびエネルギーの10のセクターで構成されている。上記の定義に関連して「金融」セクターは除く。

「セクター・スタビリティ・ファクター」

() 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に幾つかまたは全てが含まれている業種の場合

ゼロ

() 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれていない業種の場合
0.1

「選択日」

() 指数計算基準日以降、2007年2月1日（を含む）の間は、各月の1日、または1日がロンドンの商業銀行および外国為替市場で支払決済業務が行われる日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合、翌ロンドン営業日をいう。

() 2007年2月2日（を含む）以降は、各月の13日、または13日がロンドン営業日でない場合、翌ロンドン営業日（以下、「予定選択日」という）をいう。ただし、インデックス・スポンサーが、なんらかの理由で選択日が予定選択日でないとは判断した場合、インデックス・スポンサーは独自の裁量をもって選択日を予定選択日の直前または直後のロンドン営業日とすることができる。

「選択対象ユニバース」

(1) ユーロ選択対象ユニバース指数の構成銘柄（ダウジョーンズ・ストックス・エコノミック・セクター記号）がFIN（すなわち金融）である発行者の株式を除く。）、(2) 各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれない銘柄に関しては、米国選択対象ユニバース指数に含まれる市場時価総額が最も大きい251銘柄、また各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれる銘柄に関しては、米国選択対象ユニバース指数に含まれる市場時価総額が最も大きい271銘柄（S&P GICSセクターコードが金融である発行者の株式を除く。）および(3) 日本選択対象ユニバース指数の構成銘柄（東京証券取引所の業種区分が銀行、保険、証券、商品先物取引業およびその他の金融業である発行者の銘柄を除く。）をいう。

「選択対象ユニバース指数」

ダウ・ユーロ大型株指数（以下「ユーロ選択対象ユニバース指数」という。）、TOPIX 100株価指数（以下「日本選択対象ユニバース指数」という。）およびS&P 500®指数（以下「米国選択対象ユニバース指数」という。）をいう。

「スタビライズド・エコノミックPER」

当該選択日と選択対象ユニバースに関連して、()と()の合計値により計算される。

() エコノミックPER

() 指数スタビリティ・ファクター

「スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値」

当該選択日とセクターに関連して、()と()の合計値により計算される。

() エコノミックPER

（ ）セクター・スタビリティ・ファクター

「取引所営業日」

各取引所が取引を行う日（または市場混乱事由が発生していなければ各取引所が取引を行う日であった日）をいい、取引所の取引が平日の通常の終了時刻の前に終了する日を除く。

「取引価格」

各対象指数構成銘柄に関して、関連する対象指数構成銘柄の取引所に応じて異なるが、（以下の「その他の調整」の項の「上場廃止、合併事由、国有化および破産」に定める規定にしたがって）いずれかの取引所営業日に関連して、当該取引所営業日の取引終了時間に、関係する取引所の規則に基づいて決定した入札価格、入札終了価格、最終取引価格または出来高加重平均価格（VWAP）をいう。主取引所（本書の作成日の時点で選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の主取引所およびそれぞれの取引価格、取引終了時間（以下「取引終了時間」という。））は以下のとおりである。

主取引所	取引終了時間・取引価格	主取引所	取引終了時間・取引価格
ユーロネクスト・ブリュッセル	17時30分CET 終値	イタリア証券取引所	17時40分CET 終値
ユーロネクスト・パリ	17時30分CET 終値	Sistema De Interconexion Bursatil Espanol (SIBE)	17時35分CET 終値
ユーロネクスト・アムステルダム	17時30分CET 終値	ウィーン証券取引所	17時30分CET 終値
ヘルシンキ証券取引所	17時00分CET 最終売買価格	Xetra Exchange Electronic Trading	17時30分CET 終値
ユーロネクスト・リスボン	17時30分CET 最終売買価格	アイルランド証券取引所	17時30分CET 終値
ロンドン証券取引所	16時30分GMT 終値	東京証券取引所	6時00分GMT終値
大阪証券取引所	6時10分GMT 終値	ニューヨーク証券取引所	16時00分EST 終値
アメリカ証券取引所	16時00分EST 終値	ナスダック株式市場	16時00分EST 終値

主取引所が上記と異なる銘柄に関連し、その銘柄が将来のある時点で選択対象ユニバース指数または対象指数構成銘柄に組み入れられる場合には、インデックス・スポンサーは、妥当と判断した方法で当該銘柄の主取引所、取引価格および取引終了時刻を決定するものとする。

「連続する12ヵ月の投下資本に対する現金収益比率」（「連続する12ヵ月のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および選択日に関連して、以下の(a)()と(a)()の積を(b)で除した値をいう。

(a) () 選択日における当年度のCROCIに当暦年中完了した月数を乗じた値

() 前年度のCROCIに12ヵ月から()の月数を差し引いた月数を乗じた値

(b) 暦年の月数である12

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヵ月のCROCI} = \frac{(M_{CY} \times \text{CROCI}_{CY}) + (M_{PY} \times \text{CROCI}_{PY})}{12}$$

M_{CY} = 当年度中に経過し、完了した月数

CROCI_{CY} = 当年度のCROCI

M_{PY} = 当年度の残りの月数

CROCI_{PY} = 前年度のCROCI

「連続する12ヵ月の企業価値」（「連続する12ヵ月のEV」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の各発行者および選択日に関して、以下の(1)から(4)を合計したものをいう。

(1) 選択日が属する月に先行する暦月の各取引所営業日におけるかかる発行者の市場時価総額の平均値（以下「連続する1ヵ月の市場時価総額」という。）

(2) 以下の(a)に(b)を乗じた値

(a) 他の株式資本および資本同等物（発行者の市場時価総額には含まれない発行者のオプション、インザマネー転換証券など）（分子として）を、市場時価総額（分母として）で割った値（いずれも前暦月の最終取引所営業日において計算される。）

(b) 連続する1ヵ月の市場時価総額

(3) 以下の(a)に(b)を乗じた値

(a) 非連結保有株式、ジョイント・ベンチャーおよび少数株主持分の価値（分子として）を、市場時価総額（分母として）で割った値（いずれも前暦月の最終取引所営業日において計算される。）

(b) 連続する1ヵ月の市場時価総額

(4) 以下の(a)に(b)を加えた値

(a) かかる選択日における当年度の負債に当暦年中完了した月数を乗じた値（分子として）を、暦年の月数である12（分母として）で割った値

(b) 前年度の負債に12ヵ月から(a)で用いた月数を差し引いた月数を乗じた値（分子として）を、暦年の月数である12（分母として）で割った値

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヶ月のEV} = MC_T + \left(\frac{OE \times MC_T}{MC} \right) + \left(\frac{NE \times MC_T}{MC} \right) + \left(\frac{M_{CY} \times D_{CY}}{12} \right) + \left(\frac{M_{PY} \times D_{PY}}{12} \right)$$

D_{CY} = 当年度の負債

D_{PY} = 前年度の負債

MC = 市場時価総額

OE	=	他の株式資本および資本同等物
NE	=	非連結保有株式、ジョイント・ベンチャーおよび少数株主持分
MC _T	=	過去一カ月の市場時価総額
M _{CY}	=	当年度中に経過し、完了した月数
M _{PY}	=	当年度の残りの月数

「連続する12カ月の純投下資本」（「連続する12カ月のNCI」）

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および選択日に関して、以下の(a)()と(a)()の合計値を(b)で割った値をいう。

(a) () にかかる選択日における当年度の純投下資本に当暦年中完了した月数を乗じた値

() 前年度の純投下資本と12ヵ月から()の月数を差し引いた月数を乗じた値

(b) 暦年の月数である12

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12カ月のNCI} = \frac{(M_{CY} \times NCI_{CY}) + (M_{PY} \times NCI_{PY})}{12}$$

M_{CY} = 当年度中に経過し、完了した月数

NCI_{CY} = 当年度の純投下資本

M_{PY} = 当年度の残りの月数

NCI_{PY} = 前年度の純投下資本

「ウェイト」

ある取引所営業日におけるそれぞれの対象指数構成銘柄に関連して、当該取引所営業日に対象指数に含まれる対象指数構成銘柄の株数または端数をいう。

既述した算定を行う際に、対象指数を構成する株式の発行者の会計年度の期末が暦年度の最終日と一致しない場合、かかる会計年度が現行年度の6月30日までに終了する場合は前年度に係るものと見なし、前年度のクロッキー、前年度の負債および前年度の純投下資本の算定に織り込むものとする。一方、発行者の会計年度が現行年度の6月30日以降、12月31日までに終了する場合は現行年度に係るものと見なし、当年度のクロッキー、当年度の負債および当年度の純投下資本の算定に織り込むものとする。クロッキー・データプールの情報は当年度のクロッキー、当年度の負債、当年度の純投下資本、前年度のクロッキー、前年度の負債および前年度の純投下資本を算定する際に使用するものとする。

パート7

その他の調整

配当に関するウェイトの調整

対象指数構成銘柄または新対象指数構成銘柄（それぞれを「構成銘柄」という。）が配当落ちになった時点で、それぞれのウェイト（以下「銘柄ウェイト」という。）は以下の（ ）と（ ）の積と等しくなるまで引き上げられる。

（ ） 構成銘柄の配当付き最終銘柄ウェイト（すなわち配当付き最終日における構成銘柄の株数または端数）

（ ） 以下の(a)と(b)との比率

(a) 構成銘柄の配当付き最終取引価格（分子）

(b) 以下の(x)から(y)を差し引いた数字（分母）

(x) 構成銘柄の配当付き最終取引価格

(y) 構成銘柄の再投資配当

引き上げられた銘柄ウェイトは小数点第七位を四捨五入して第六位まで求める。

計算式としては以下のとおりである。

$$W_{i,t} = \left[\frac{P_{i,t-1}}{(P_{i,t-1} - D_{i,t})} \right] \times W_{i,t-1}$$

$W_{i,t}$ = t日（配当落ち日）における構成銘柄iの銘柄ウェイト

$P_{i,t-1}$ = t-1日（配当付き最終日）における構成銘柄iの配当付き最終取引価格

$D_{i,t}$ = t日（配当落ち日）における構成銘柄iの再投資配当

$W_{i,t-1}$ = t-1日（配当付き最終日）における構成銘柄iの配当付き最終取引価格

潜在的調整事由

構成銘柄（既述した「配当に関するウェイトの調整」に定義する。）の発行者が潜在的調整事由の発生条件を発表した後、インデックス・スポンサーは潜在的調整事由に構成銘柄の理論価値を希釈または濃縮する等の影響があるか否かを判断し、そのような影響がある場合、(1) 希釈、濃縮等の影響を考慮したうえで、インデックス・スポンサーが適当と判断する要領で構成銘柄の銘柄ウェイト（既述した「配当に関するウェイトの調整」に定義する。）および／または日次対象指数値を算定する計算式および／または本書に定めるその他の規定を調整し、(b) かかる調整の発効日を決定するものとする。インデックス・スポンサーは適当な調整を決定する際に、関連取引所で売買されている構成銘柄の先物契約またはオプション契約に関して関連取引所が実施した潜在的調整事由に関する調整等を考慮することができる。

上記の調整による構成銘柄の銘柄ウェイトは小数点第七位を四捨五入して第六位まで求める。

上記の調整により、対象指数を構成する対象指数構成銘柄の総数が次の対象指数再構成日まで、30を上回り、または下回ることがある。

「潜在的調整事由」

以下のいずれかをいう。

(1) 構成銘柄の再分割、統合もしくは区分変更（合併事由に起因する場合を除く。）または無償増

資、資本組み入れ等により既存の保有者に対する構成銘柄の無償交付または配当。

- (2) 構成銘柄の既存の保有者に対して(1) 構成銘柄、(2) 構成銘柄の配当および／または構成銘柄の発行者の清算収入を構成銘柄の保有者の間で平等にまたは比例配分して受け取る権利が付与されたその他の株式資本または有価証券、(3) 「スピンオフ」等の取引の結果として別の発行者の株式資本またはその他の有価証券、または(4) その他の種類の有価証券、権利、ワラント等の資産を分配し、発行し、または配当として支払うこと（いずれの場合もインデックス・スポンサーが算定した実勢市場価格を下回る（現金またはその他の対価の）支払いを引き換えとする）。
- (3) 特別配当またはボーナス配当等の現金の分配（ただし、かかる配当等の分配が構成銘柄の配当付き最終取引価格の10パーセントを超えないことを条件とする）。
- (4) 全額払込済みでない構成銘柄に関する発行者の払込請求。
- (5) 利益または資本を原資として、現金、有価証券等を対価とする発行者または発行者の関連会社による構成銘柄の買い戻し。
- (6) 構成銘柄の発行者に関して、敵対的買収を阻止するために、インデックス・スポンサーが決定した市場価格を下回る価格で優先株、ワラント、債券または新株引受権を分配する一定の事由の発生について定めた株主の権利に関する計画または取り決めに基づいて、発行者の普通株式または資本金を構成するその他の株式から分配され、または分離された株主の権利が発生する事由。
- (7) 上記の(6)に定める株主権の買い戻し。
- (8) 構成銘柄の理論価値を希釈または濃縮する等の影響を及ぼすとインデックス・スポンサーが判断するその他の事由。

ただし、潜在的調整事由の希釈、濃縮等の影響を推定する際に、潜在的調整事由の評価額はインデックス・スポンサーが租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金（ドイツ銀行および／またはドイツ銀行の関連会社が構成銘柄の保有者である場合にドイツ銀行および／またはドイツ銀行の関連会社が負担し、または負担すると思われる租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金を含む。）を考慮したうえで妥当と判断する金額が調整されていると見なされるものとする。

上場廃止、合併事由、国有化および倒産

構成銘柄および／または構成銘柄の発行者に関連して合併事由、株式公開買い付け、上場廃止、国有化または倒産が起こった場合、インデックス・スポンサーは合併事由、株式公開買い付け、上場廃止、国有化または倒産を考慮したうえで、本書に定めるひとつ以上の規定に適当な調整を加えることを決定するとともに、かかる調整の発効日を定めるものとする。インデックス・スポンサーは適当な調整を決定する際に、関連取引所で売買されている構成銘柄の先物契約またはオプション契約に関して関連取引所が実施した合併事由、株式公開買い付け、上場廃止、国有化または倒産に関する調整等を考慮することができる。

構成銘柄または構成銘柄の発行者に関連して合併事由もしくは株式公開買い付けが起こり、または構成銘柄に関連して上場廃止もしくは国有化が起きた場合、インデックス・スポンサーは合併日または発効日（それぞれ「発効日」という。）および次の項に基づいて発効日における構成銘柄の取引価格を定めるものとする。

発効日における構成銘柄の取引価格は、インデックス・スポンサーの決定にしたがって、発効日における構成銘柄の関連取引所の最新の市場価格（発効日に市場価格が入手できない場合は、インデックス・スポンサーが適当と判断する発効日における関連取引所の最新の市場価格とする。）に等しいも

のとし、かかる取引価格を次の対象指数再構成日が終了するまで構成銘柄の取引価格とする。

ある構成銘柄の発行者に関連して破産が起こった場合、かかる構成銘柄は次の対象指数再構成日まで対象指数の一部である。関連取引所において、いずれかの取引所営業日の取引終了時間に構成銘柄の市場価格が入手できない場合、構成銘柄の市場価格はインデックス・スポンサーが決定した当該取引所営業日の取引価格とする。いずれかの取引所営業日に構成銘柄の市場価格が入手できない場合、構成銘柄の取引価格はゼロとする。

「上場廃止」

いずれかの構成銘柄に関連して、取引所の規則に基づいて構成銘柄が（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由で取引所への上場が廃止され、インデックス・スポンサーが受け入れ可能な取引所、取引システムまたは相場システムに直ちに再上場されないことを取引所が宣言することをいう。

「倒産」

構成銘柄の発行者に影響する任意または非任意の清算、破産、支払不能、解散または類似の手続きにより、(A) かかる発行者のすべての構成銘柄を受託者、清算人またはその他の同様の官吏に譲渡する義務を負うこと、または(B) かかる発行者の構成銘柄の保有者が構成銘柄の譲渡を法的に禁じられることをいう。

「合併日」

合併事由のクロージング日、また合併事由に適用される現地の法律にしたがってクロージング日を定めることができない場合はインデックス・スポンサーが決定したその他の日をいう。

「合併事由」

構成銘柄に関連して、() 構成銘柄の変更または区分変更の結果、すべての発行済み構成銘柄を別の個人または法人に譲渡するか、または譲渡する撤回不能の確約を行う場合、() 発行者が別の法人と統合し、合併し、または拘束力のある株式交換を実施する場合（発行者が存続会社となる結果、発行済み構成銘柄の変更または区分変更を行わない統合、合併または拘束力のある株式交換を除く。）、() 上記以外にいずれかの個人または法人が発行者の発行済み構成銘柄の100パーセントを購入または取得する公開買付申し込み、交換申し込み、勧誘、提案等の結果、別の個人または法人にすべての発行済み構成銘柄（上記の個人または法人が所有し、または支配する構成銘柄を除く。）を譲渡するか、または譲渡する撤回不能の確約を行う場合、または() 構成銘柄の発行者または発行者の子会社が別の法人と統合し、合併し、または拘束力のある株式交換を実施し、その際に発行者が存続会社となる結果、すべての発行済み構成銘柄の変更または区分変更は行わないが、結果的に上記事由が起きる直前に発行されている構成銘柄（上記の法人が所有し、または支配する構成銘柄を除く。）が合計して上記事由が起きた直後に発行されている構成銘柄の50パーセント以下になることをいう。

「国有化」

すべての構成銘柄または構成銘柄の発行者のすべての資産もしくは大部分の資産が国有化され、徴収され、またはその他の方法で政府機関もしくは政府機関の部局に譲渡する義務を負うことをいう。

「株式公開買い付け」

公開買付申し込み、交換申し込み、勧誘、提案等の結果、いずれかの個人または法人が転換等の手段によって、政府機関もしくは自主規制機関への届け出を行い、またはインデックス・スポンサーが関係すると判断するその他の情報を提出する際にインデックス・スポンサーが下した決定にしたがって、構成銘柄の発行者の発行済み議決権付き株式の10パーセント以上、100パーセント未満を購入し、取得し、もしくは保有することをいう。

選択対象ユニバース指数の調整

いずれかの時点で（ ）選択対象ユニバース指数がなくなり、（ ）選択対象ユニバース指数のスポンサー（以下「ユニバース指数スポンサー」という。）が選択対象ユニバース指数の計算式もしくは計算方法等に重大な変更（構成銘柄および資本構成の変更など日常的な出来事が生じた際に選択対象ユニバース指数を維持するための方法として規定されている変更を除く。）を加え、（ ）ユニバース指数スポンサーが選択対象ユニバースの指数の計算および発表または、対象指数に関連する他の要因に関して、（インデックス・スポンサーの計算に関連する）明らかな誤りを犯し、または、（ ）ユニバース指数スポンサーが選択対象ユニバース指数の計算および／または指数の発表を止めた場合、インデックス・スポンサーは合理的な裁量により、選択対象ユニバース指数に代わる承継ポートフォリオを選ぶものとする。インデックス・スポンサーが選択対象ユニバース指数に代わる合理的なポートフォリオがないと判断した場合（インデックス・スポンサーは合理的な裁量によりかかる判断を下す権利を有する。）、インデックス・スポンサーは合理的な裁量により適当な後継ポートフォリオがあると判断するまで、インデックス・スポンサーが適当と考える決定および／または調整を行うことができる。

対象指数の計算 - 分析手法の変更

インデックス・スポンサーによる本書に記載する分析手法の適用は終極的で、拘束力を有する。インデックス・スポンサーは現時点において、対象指数を構成し、日次対象指数値を計算するために既述した分析手法を使用しているが、インデックス・スポンサーが分析手法の修正または変更が必要と判断する市場、規制、司法、財務または税務状況が発生しないという保証はなく、かかる状況下においてインデックス・スポンサーは上記の修正または変更を実施する権利を有する。更に、インデックス・スポンサーは、明らかな誤りもしくは立証された誤りを修正し、または本書に定める瑕疵のある規定を是正もしくは補足するために必要または望ましいと判断する方法で、対象指数の条件および日次対象指数値の計算方法を修正することができる。インデックス・スポンサーに上記の修正または変更をいずれかの者に連絡する義務はない。インデックス・スポンサーは上記の修正または変更の結果として、既述した分析手法と矛盾することがないように相当の努力を尽くすものとする。

パート8

市場混乱時における対象指数の計算

「市場混乱事由」

以下の1から3のいずれかの場合を意味する。

1. 取引所営業日において、対象指数構成銘柄の取引終了時刻前30分間に、次の事由が発生もしくは存在していた場合、

- A) 取引の一時停止もしくは制限が下記について課せられた場合（取引所もしくは関連取引所が許容する制限幅を上回る価格変動を理由とする場合またはその他の理由による場合であるかを問わない。）

1.1. 取引所全体における場合、

1.2. 関連取引所における、対象指数もしくは対象指数構成銘柄に関するオプション契約もしくは先物契約における場合、または

1.3. 対象指数構成銘柄が上場もしくは値付けされている取引所、取引システムまたは相場システム（インデックス・スポンサーが決定する。）における、当該対象指数構成銘柄の場合。

B) 一般の市場参加者による、取引所における対象指数もしくは当該対象指数構成銘柄に関する取引の実施もしくは時価の入手可能性、または関連取引所における対象指数もしくは当該対象指数構成銘柄のオプション契約もしくは先物契約の取引の実施もしくは時価の入手可能性が（インデックス・スポンサーの判断において）影響を受けもしくは妨げられた場合。

2. 取引所営業日に、取引所もしくは関連取引所が、予定終了時刻（以下に定義する。）より前に閉鎖された場合。

ただし、定刻より早い終了時刻が、当該取引所、場合により関連取引所により、(a)当該取引所営業日の当該取引所もしくは関連取引所の通常立会いの実際の終了時刻、またはこれより早い場合は、(b)当該取引所営業日の取引終了時刻に当該取引所もしくは関連取引所システムに注文を入力するための提示締切時刻（該当する場合）のいずれかの少なくとも1時間前に発表されていた場合はこの限りではない。「予定終了時刻」とは、閉鎖後取引や通常の立会時間を越えた取引を考慮に入れないで、当該取引所もしくは関連取引所の予定されている週日の終了時刻をいう。

3. 対象指数構成銘柄にかかる取引所の所在国における銀行業務全般の一時停止が宣言された場合。

ただし、上記のいずれかの事由が重大であるとインデックス・スポンサーが判断した場合に限るものとする。インデックス・スポンサーは、上記のいずれかが重大であるか否か、また何をもって重大とするかの判断においてその合理的な裁量において、適切とみなす状況を考慮に入れることができる。

市場混乱事由が発生した場合、日次対象指数値は（「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める規定にしたがって）計算されないものとする。ただし、市場混乱事由が8取引所営業日継続した場合、インデックス・スポンサーがその時点の市場環境、各構成銘柄の最後の取引価格およびインデックス・スポンサーが日次対象指数値の計算に関連すると考えるその他の条件を考慮して日次対象指数値を計算するものとする。

パート9

現在のウェイトと日次対象指数値

2011年1月31日現在の日次対象指数値は12,100.43である。

対象指数は1996年2月1日から2005年3月30日（を含む）まで一定の前提に基づいて遡及的に計算されている。

2011年1月31日現在の対象指数構成銘柄と各銘柄のウェイトは以下のとおりである。

銘 柄	ウェイト	国
武田薬品工業	11.359267	日本
アステラス製薬	14.343788	日本

エーザイ	15.324768	日本
第一三共	25.60517	日本
J Xホールディングス	77.6543	日本
旭硝子	46.480386	日本
住友電気工業	37.315239	日本
大日本印刷	39.130751	日本
三井物産	30.997587	日本
住友商事	36.351488	日本
アムジェン	9.631922	米国
アパッチ	4.419608	米国
バイオジェン・アイデック	8.28543	米国
コノコ・フィリップス	8.098375	米国
シェブロン	5.903269	米国
E N I (イタリア炭化水素公社)	23.336165	イタリア
ゼネラル・ダイナミックス	7.552317	米国
ゼネラル・エレクトリック	29.941457	米国
ギリアド・サイエンシズ	14.386026	米国
ヘス	6.817725	米国
イーライリリー・アンド・カンパニー	15.83916	米国
ロッキード・マーチン	7.067047	米国
マラソン・オイル	13.051769	米国
ナショナル・オイルウェル・バーコ	8.040242	米国
ファイザー	29.9578	米国
フィリップス・エレクトロニクス	16.602015	オランダ
レイセオン	10.717182	米国
サノフィ・アベンティス	8.013187	フランス
トタル	9.63861	フランス
エクソンモービル	7.014659	米国

対象指数に関する追加情報

上記のすべての計算は一般市民が利用可能な様々な情報源から入手した情報に基づく。インデックス・スポンサーはかかる情報源に依存しており、かかる情報源から入手した情報を独自に検証したことはない。

インデックス・スポンサーは関連会社を通じてインターネットサイトを設けており、www.db-xm.comのアドレスで対象指数に関する追加情報を入手することができる。対象指数の計算および対象指数の構成変更に関する情報は直ちに掲載され、書面でインデックス・スポンサーに請求すれば入手することができる。

ストックス・リミテッド（以下「ストックス」という。）およびダウジョーンズ・アンド・カンパニー・インク（以下「ダウジョーンズ」という。）は、ライセンス契約に関する以外にドイツ銀行またはインデックス・スポンサーとの関係はない。

ストックスおよびダウジョーンズは

- ・ 対象指数または対象指数に関連する商品を主催し、保証し、または販売していない。
- ・ いずれの者にも対象指数または対象指数に関連する商品もしくはその他の有価証券への投資を推奨していない。
- ・ 対象指数または対象指数に関連する商品のタイミング、金額または価格設定に関して一切責任を負わず、上記

に関して如何なる決定も行わない。

- ・ 対象指数または対象指数に関連する商品の運営、管理またはマーケティングに関して一切責任を負わない。
- ・ ストックスの関連指数を決定し、構成し、もしくは計算する際に対象指数もしくは対象指数に関連する商品に対する所有者のニーズを考慮する義務はない。

ストックスおよびダウジョーンズは対象指数または対象指数に関連する商品に関して一切責任を負わない。特に、

- ・ ストックスおよびダウジョーンズは下記に関して明示または黙示の保証を行わず、またすべての保証を排除する。
- ・ 対象指数もしくは対象指数に関連する商品に投資する成果、対象指数もしくは対象指数に関連する商品の所有者の成果、またはストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの使用に関連してその他の者が得た結果
- ・ ストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの正確性または十分性
- ・ ストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの商品性および特定目的適合性
- ・ ストックスおよびダウジョーンズはストックスの関連指数またはストックスの関連指数に含まれるデータの誤り、脱漏または中断に関して責任を負わない。
- ・ ストックスおよびダウジョーンズは、逸失利益、間接損害、懲罰的損害、特別損害または派生的損害に関して、たとえかかる損害が発生する恐れがあることを知っていた場合でも、一切責任を負わない。

S&P 500®はマグロウヒル・インクの商標であり、ドイツ銀行（以下「ライセンシー」という。）が使用するためにライセンスが許諾されている。マグロウヒル・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）は上記指数を主催し、保証し、販売しておらず、S&Pは有価証券全体もしくは特に上記指数に投資する妥当性または全体の証券市場のパフォーマンスを追跡する指数の能力に関して、上記指数の所有者または一般市民に対して明示または黙示の表明または保証を行っていない。S&Pとライセンシーとの唯一の関係はS&Pの商標もしくは商号またはライセンシーおよび上記指数に関係なくS&Pが決定し、構成し、計算した指数の商標もしくは商号のライセンス許諾である。S&Pは指数を決定し、構成し、または計算する際にライセンシーまたは上記指数の所有者のニーズを考慮する義務はない。S&Pは上記指数を発行する時期、価格もしくは数量または上記指数を現金に換算する計算もしくは数式に関して一切責任を負わず、かかる数量等の決定に関与しない。更に、S&Pは上記指数の管理、取引またはマーケティングに関して一切責任を負わない。

S&Pは上記指数または上記指数に含まれるデータの正確性および／または十分性を保証しない。S&Pは上記指数の誤り、脱漏または中断に関して責任を負わない。S&Pはライセンスもしくは上記指数の所有者が得た成果または上記指数もしくは上記指数に含まれるデータを使用してその他の者が得た結果に関して、明示または黙示の保証を行わず、S&P 500指数またはS&P 500指数に含まれるデータの商品性、特定目的適合性または使用に関するすべての保証を排除する。上記規定の一般論を制限することなく、S&Pは特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害（逸失利益を含む。）に関して、たとえかかる損害が発生する恐れがあることを知っていた場合でも、一切責任を負わない。

「TOPIX 100」の著作権ならびに「TOPIX Core100」および「TOPIX 100株価指数」に係るその他の知的財産権は東京証券取引所にだけ帰属する。東京証券取引所は東証指数に係る商品を主催し、保証し、または販売しておらず、東証指数の使用または特定の日における東証指数の数字等に関して明示または黙示の表明または保証を行わない。東証指数は東京証券取引所が独自にまとめ、計算したもののだが、東京証券取引所は東証指数に含まれる誤りに関して、いずれの者に対しても責任を負わず、いずれの者（東証指数に係る商品の買い手または売り手を含む。）にもかかる誤りを通知する義務はない。

東京証券取引所は東証指数の計算に使用する分析手法の修正または変更に関して如何なる保証も行わない。東京証券取引所に東証指数の計算、発表および伝達を継続する義務はない。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年 6 月 1 日

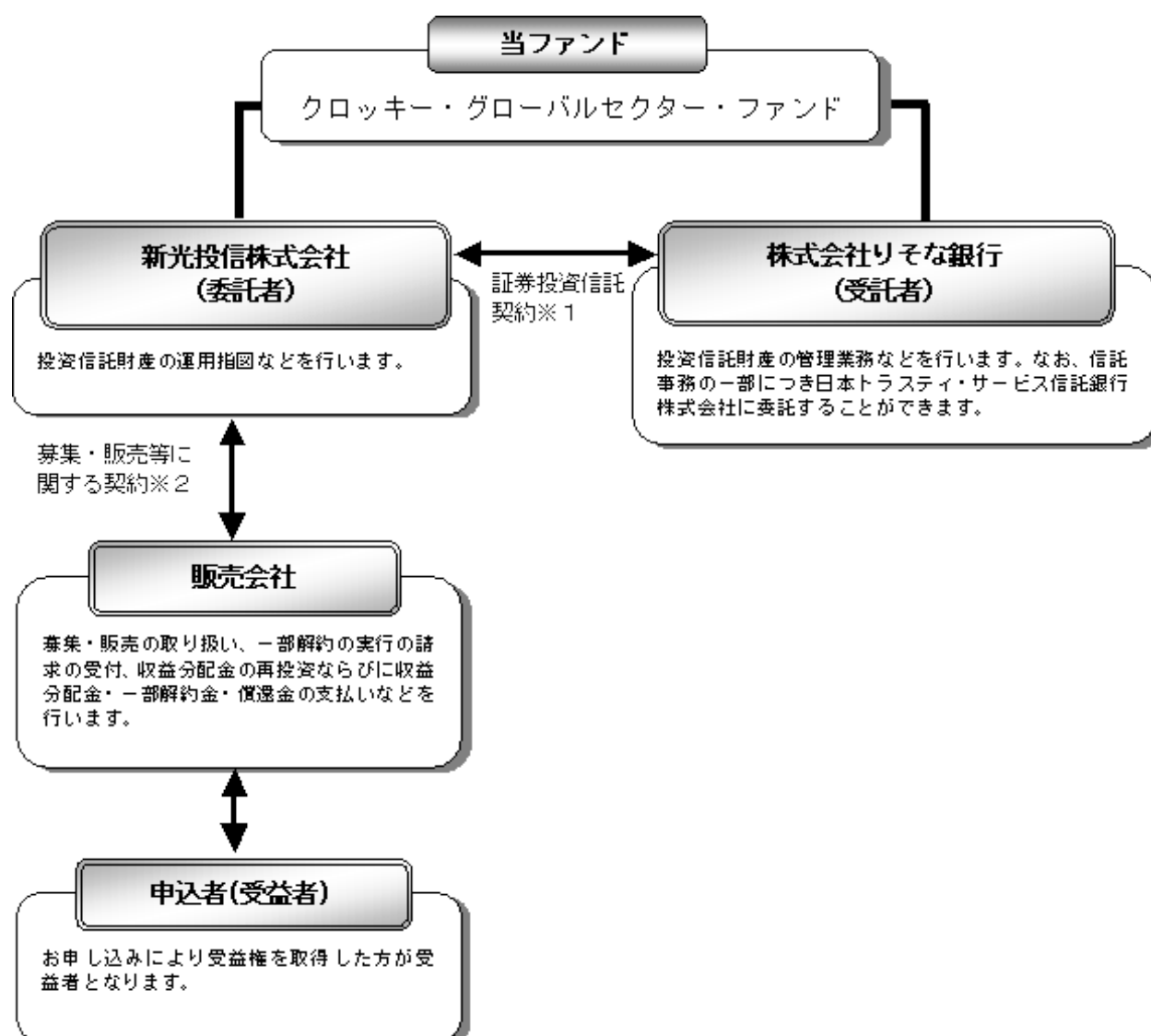
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成19年 6 月29日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年 1 月末現在）

資本金の額 45億2,430万円

会社が発行する株式総数 3,000,000株

発行済株式総数 1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
 昭和44年10月 新和光投信委託株式会社に社名変更
 昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
 平成8年8月 投資顧問業者の登録
 平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（ハ）大株主の状況

（平成23年1月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	122,000	6.69
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、主としてCROCI Sectors Indexの変動率に基づいて価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、円換算したCROCI Sectors Indexの動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

主としてドイツ銀行AGロンドン支店が発行するCROCI Sectors Indexの変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債に投資し、当該債券を高位に組み入れることにより、円換算したCROCI Sectors Indexの動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

当該債券は償還時まで保有することを基本としますが、当該債券の発行体の信用力が著しく低下した場合または発行体が債務不履行となった場合等には、委託者の判断により保有債券をすべて売却することがあります。その場合、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の

10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同

じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ホ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e．金利先渡取引および為替先渡取引

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

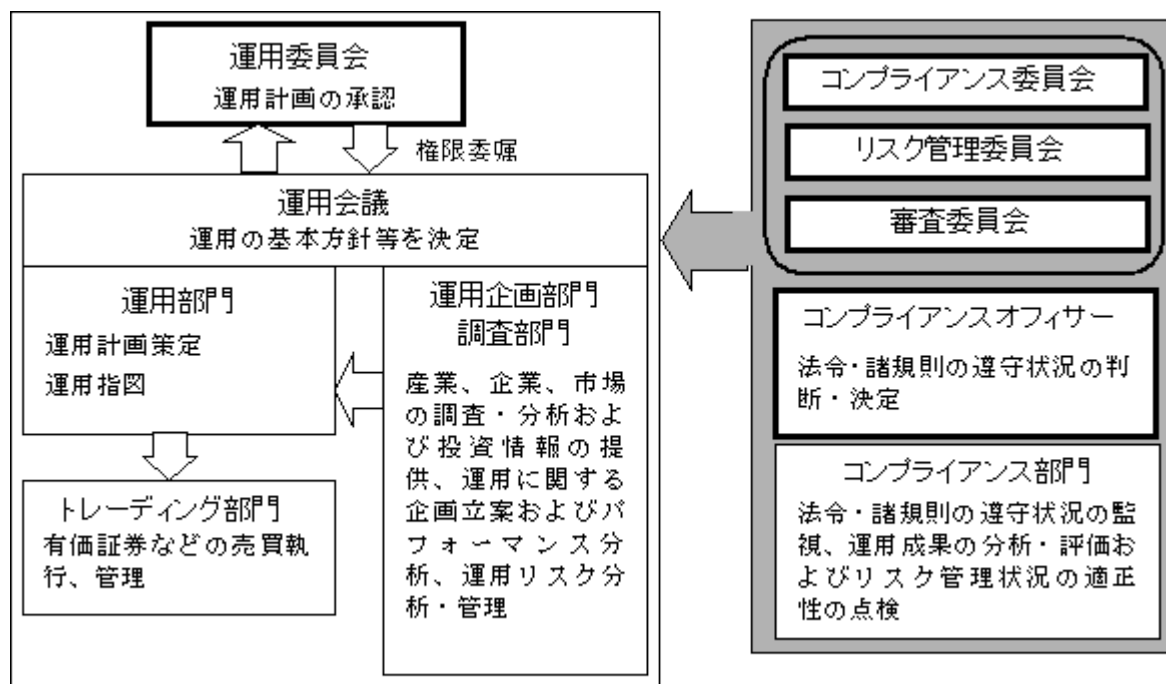
（ニ）為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ホ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（３）【運用体制】

ａ．当ファンドの運用体制



平成23年3月9日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

ｂ．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基

準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a．収益分配は年２回、原則として、６月、１２月の各月１０日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - １．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ２．分配金額は、委託者が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - ３．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - １．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日まで、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a．株式への投資割合
委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の２０を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b．新株引受権証券等への投資割合
委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の１０を超えることとなる投資の指図をしません。
 - c．投資信託証券への投資割合
委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d．同一銘柄への投資割合
- （イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
- （ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
- （ハ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社

債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を
しません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f．投資する株式等の範囲

（イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に
上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されてい
る株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取
得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で
目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを
指図することができるものとします。

g．信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けるこ
との指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは
買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うこ
とができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出しにより取得する株券
- 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権
付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、
または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権
（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公
社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有す
る株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財
産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える
額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行
うものとします。

i．公社債の空売りの指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投
資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売
り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の
引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額
の範囲内で行うものとします。

- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．公社債の借り入れ

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- （二）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

m．資金の借り入れ

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- （二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

n．受託者の自己または利害関係人等との取引

- （イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- （ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債への投資を通じて同指数の動きを概ね捉える運用を行います。このため当ファンドには以下のようなリスクがあり、基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

a．株価変動リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債は特定の株価指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みを有しており、当該債券価格は株式相場の変動による影響を受けます。したがって、株式相場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．セクターと銘柄の集中投資リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債が参照する株価指数は、限られたセクターによって構成されるとともに、構成銘柄数も比較的少数です。したがって、特定のセクターあるいは特定の銘柄の価格下落によって、当ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

c．為替変動リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債が参照する株価指数の構成銘柄には外国の株式も含まれており、為替相場の変動の影響を受けます。たとえば、外国株式が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国株式の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドは、ドイツ銀行AGロンドンが発行するユーロ円債を高位に組み入れる運用を行いますので、ドイツ銀行AGロンドンの信用力が著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が下落する可能性があります。

e．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが投資対象とするユーロ円債は、当該債券の値付業者が取引の相手方となる形式により流動性の確保を図りますが、参照する株価指数の構成銘柄の取引停止や、当該債券の発行体であるドイツ銀行AGロンドンの信用力が著しく低下した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があります。これらの影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．金利変動リスク

金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があるため、結果として、当ファンド

の基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

g．クロッキー・グローバルセクター指数に関するリスク

クロッキー・グローバルセクター指数は月次で構成銘柄の入れ替えを行うため、その価格変動特性は大きく変化する可能性があり、当ファンドの基準価額の変動特性にも影響を及ぼすことがあります。また、将来、クロッキー・グローバルセクター指数が算出・公表されなくなる可能性もあり、その場合には、当ファンドの目標とする商品性とは異なる収益・損失が発生することがあります。また、何らかの要因によりクロッキー・グローバルセクター指数が算出・公表されない状況となった場合、投資対象とするユーロ円債の計算代理人により適切と判断される値をもってクロッキー・グローバルセクター指数を代替することがあります。

h．基準価額とクロッキー・グローバルセクター指数の乖離に関するリスク

当ファンドはクロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の動きを概ね捉える投資成果を目指す運用を行います。指数手数料、ファンド費用、売買執行コスト、余裕資金、希薄化（実質的な組入比率の低下）、債券の売買単位などの要因により、当ファンドの基準価額の動きとクロッキー・グローバルセクター指数の動きとの間には乖離が生じる場合があります。その結果、当ファンドの投資成果はクロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスを下回る場合があります。

i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

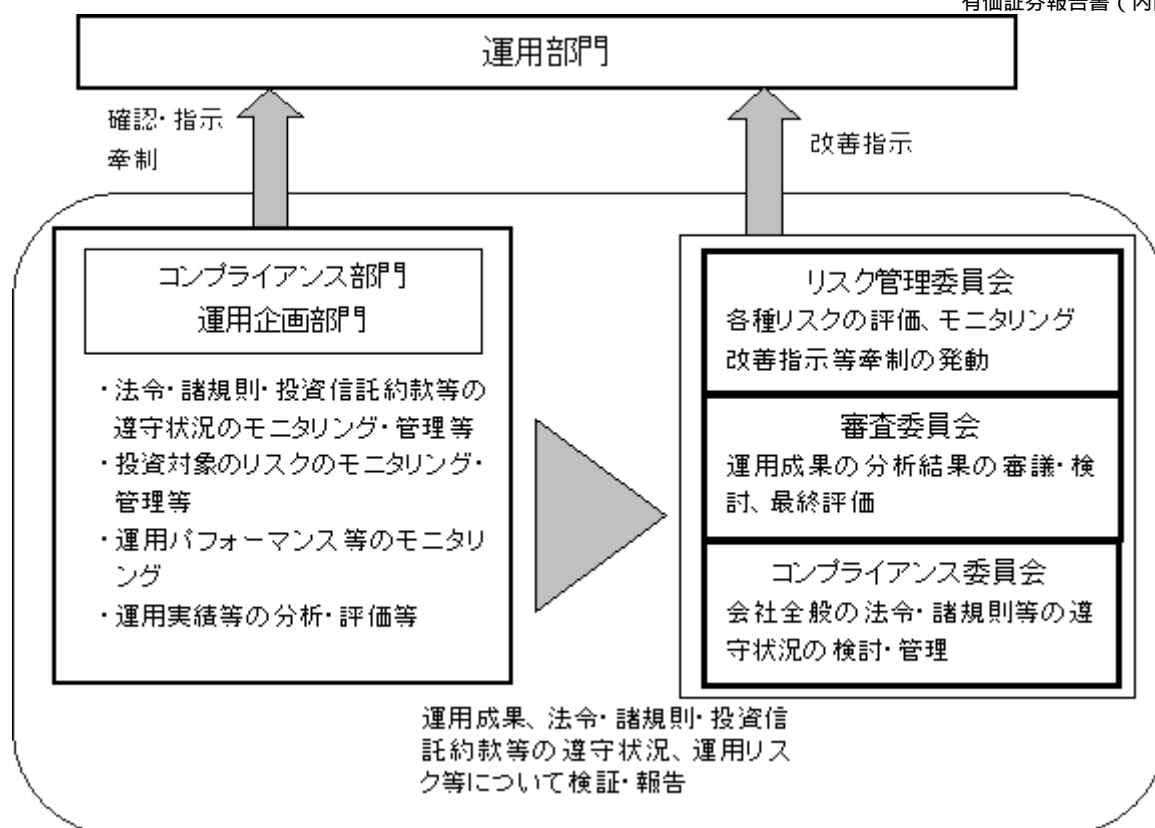
（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（2）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	：	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	：	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 ●指数手数料 投資する債券の価値が市況変動に関係なく一定の割合で減少することにより、投資信託財産で間接的に負担する費用となるものです。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して３営業日目の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の94.5の率（0.9450%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.3675%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.5250%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

なお、当ファンドの投資対象であるユーロ円債には年0.85%の指数手数料がかかります。

したがって、受益者が間接的に負担する費用となる信託報酬および指数手数料の合算は最大で年率1.795%（税込）程度となります。

（４）【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

b．証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成23年１月31日現在）

分 類	資産の種類			国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	社債券	普通社債券	ドイツ	円 6,766,903,000	時価	% 99.3
				小 計	円 6,766,903,000		- 99.3
	その他資産	コール・ローン等			日 本	円 48,865,742	負債控除後の 取得価額
-	純資産総額				円 6,815,768,742	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年１月31日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
					単価 （円）	金 額 （円）	単価 （円）	金 額 （円）			
1	ドイツ銀行クロッキーセクター インデックス連動債Ⅱ	ドイツ	社債券	8,690,000,000	73.83	6,415,827,000	77.87	6,766,903,000	0.0000	2012.06.06	99.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成23年１月31日現在）

種 類	投資比率（％）
社 債 券	99.28
合 計	99.28

株式業種別投資比率（平成23年１月31日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位：円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	40,810,385,115	40,810,385,115	9,226	9,226
第2期計算期間末	23,391,127,139	23,391,127,139	8,444	8,444
第3期計算期間末	9,492,431,885	9,492,431,885	4,728	4,728
第4期計算期間末	10,130,184,893	10,130,184,893	6,274	6,274
第5期計算期間末	8,572,333,208	8,572,333,208	6,739	6,739
第6期計算期間末	6,921,064,938	6,921,064,938	6,478	6,478
第7期計算期間末 (平成22年12月10日)	6,638,207,797	6,638,207,797	7,186	7,186
平成22年1月末日	8,426,076,443	-	6,918	-
平成22年2月末日	8,126,610,424	-	6,813	-
平成22年3月末日	8,507,273,386	-	7,423	-
平成22年4月末日	7,962,802,624	-	7,304	-
平成22年5月末日	7,001,221,406	-	6,527	-
平成22年6月末日	6,624,776,475	-	6,284	-
平成22年7月末日	6,783,626,282	-	6,606	-
平成22年8月末日	6,308,110,599	-	6,306	-
平成22年9月末日	6,582,274,853	-	6,687	-
平成22年10月末日	6,460,055,931	-	6,807	-
平成22年11月末日	6,493,878,402	-	6,984	-
平成22年12月末日	6,622,875,805	-	7,250	-
平成23年1月末日	6,815,768,742	-	7,569	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成19年12月10日)	0円
第2期計算期間 (平成20年6月10日)	0円
第3期計算期間 (平成20年12月10日)	0円
第4期計算期間 (平成21年6月10日)	0円
第5期計算期間 (平成21年12月10日)	0円

第6期計算期間 (平成22年6月10日)	0円
第7期計算期間 (平成22年12月10日)	0円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成19年12月10日)	7.7%
第2期計算期間 (平成20年6月10日)	8.5%
第3期計算期間 (平成20年12月10日)	44.0%
第4期計算期間 (平成21年6月10日)	32.7%
第5期計算期間 (平成21年12月10日)	7.4%
第6期計算期間 (平成22年6月10日)	3.9%
第7期計算期間 (平成22年12月10日)	10.9%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	45,992,714,329口	1,757,360,226口
第2期計算期間	582,741,640口	17,117,025,800口
第3期計算期間	52,075,986口	7,677,537,147口
第4期計算期間	873,699,495口	4,802,708,767口
第5期計算期間	17,500,985口	3,444,511,602口
第6期計算期間	5,575,364口	2,041,611,534口
第7期計算期間	0口	1,446,368,840口

（注）第１期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

クロッキー・グローバルセクター・ファンド

2011年1月31日現在

<基準価額・純資産の推移>

2007年6月29日～2011年1月31日



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引日の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものです。実際の基準価額とは異なります。
 ※ベンチマークは円換算したクロッキー・グローバルセクター指数です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2010年12月	0円
2010年6月	0円
2009年12月	0円
2009年6月	0円
2008年12月	0円
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・取引日の金額です。
 ※分配の推移は、前主の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

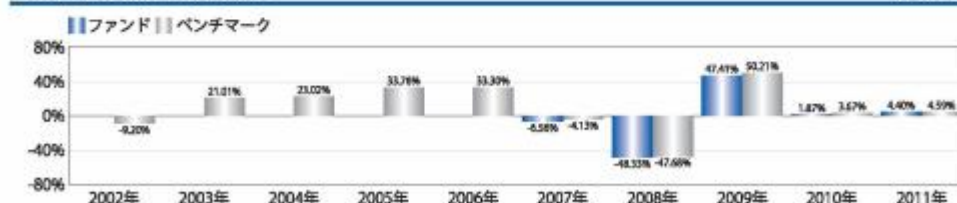
<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
ドイツ銀行クロッキー・グローバルセクター・インデックス連動値Z	ドイツ	社債券	99.28%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、取引日の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※ベンチマークは円換算したクロッキー・グローバルセクター指数です。
 ※当ファンドの設定前年までについては、ベンチマークの収益率のみ記載しています。
 ※2007年については、当ファンド・ベンチマークともに、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2011年については、年初から1月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

9

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料

料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「クロッキー・グローバルセクター・ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお申込日当日の翌営業日が次のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額から当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額

は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、申込日当日の翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

（ト）委託者は、一部解約にかかる保有債券の売却の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算して評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成24年6月11日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月11日から12月10日、12月11日から翌年6月10日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、別に定める運用の基本方針にしたがい、委託者の判断により保有債券をすべて売却した場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ハ) 委託者は、上記（イ）（ロ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ニ) 上記（イ）の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ホ) 上記（ニ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（イ）の投資信託契約の解約をしません。

(ヘ) 委託者は、上記（ホ）の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ト) 上記（ニ）から（ヘ）までの規定は、上記（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合、または、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ニ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(チ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- (リ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約（上記a.（ロ）の場合を除きます。）または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関

する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求の受付日から起算して、原則として、8営業日

目から受益者に支払います。

c . 償還金請求権

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期計算期間（平成22年6月11日から平成22年12月10日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）及び第7期計算期間（平成22年6月11日から平成22年12月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

クロッキー・グローバルセクター・ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成22年 6月10日現在)	第7期 (平成22年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	88,354,007	82,051,433
社債券	6,868,051,000	6,585,636,000
未収入金	26,373,000	36,677,000
未収利息	166	132
その他未収収益	-	1,833,118
流動資産合計	6,982,778,173	6,706,197,683
資産合計	6,982,778,173	6,706,197,683
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,617,777	36,274,354
未払受託者報酬	2,155,239	1,749,937
未払委託者報酬	36,639,011	29,748,862
その他未払費用	301,208	216,733
流動負債合計	61,713,235	67,989,886
負債合計	61,713,235	67,989,886
純資産の部		
元本等		
元本	10,683,552,723	9,237,183,883
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,762,487,785	2,598,976,086
（分配準備積立金）	4,123,224	5,565,643
元本等合計	6,921,064,938	6,638,207,797
純資産合計	6,921,064,938	6,638,207,797
負債純資産合計	6,982,778,173	6,706,197,683

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自平成21年12月11日 至平成22年 6月10日	第7期 自平成22年 6月11日 至平成22年12月10日
営業収益		
受取利息	21,251	18,524
有価証券売買等損益	165,880,000	710,728,000
その他収益	2,054,891	1,833,118
営業収益合計	163,803,858	712,579,642
営業費用		
受託者報酬	2,155,239	1,749,937
委託者報酬	36,639,011	29,748,862
その他費用	301,208	216,733
営業費用合計	39,095,458	31,715,532
営業利益	202,899,316	680,864,110
経常利益	202,899,316	680,864,110
当期純利益	202,899,316	680,864,110
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	76,541,211	26,971,440
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,147,255,685	3,762,487,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	665,723,733	509,619,029
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	665,723,733	509,619,029
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,515,306	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,515,306	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,762,487,785	2,598,976,086

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第6期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第7期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	社債券 同左

（追加情報）

第6期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第7期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第6期 [平成22年 6月10日現在]	第7期 [平成22年12月10日現在]
1. 期首元本額	12,719,588,893円	10,683,552,723円
期中追加設定元本額	5,575,364円	- 円
期中一部解約元本額	2,041,611,534円	1,446,368,840円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,762,487,785円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,598,976,086円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	10,683,552,723口	9,237,183,883口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第7期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（31,076円）及び分配準備積立金（4,123,224円）より分配対象収益は4,154,300円（1万口当たり3.87円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,757,999円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（26,865円）及び分配準備積立金（3,807,644円）より分配対象収益は5,592,508円（1万口当たり6.04円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第6期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第7期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第6期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第7期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
1. 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 社債券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第6期 [平成22年 6月10日現在]	第7期 [平成22年12月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社 債 券	245,769,000	677,920,000

合 計	245,769,000	677,920,000
-----	-------------	-------------

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第6期 [平成22年 6月10日現在]	第7期 [平成22年12月10日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第6期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第7期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第6期 [平成22年 6月10日現在]	第7期 [平成22年12月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6478円 (6,478円)	0.7186円 (7,186円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	ドイツ銀行クロッキーセクター インデックス連動債Z	8,920,000,000	6,585,636,000	
社 債 券 小 計		8,920,000,000	6,585,636,000	
有 価 証 券 合 計		8,920,000,000	6,585,636,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年1月31日現在）

資産総額	6,846,498,877 円
負債総額	30,730,135 円
純資産総額（ - ）	6,815,768,742 円
発行済口数	9,004,981,503 口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,569 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成23年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

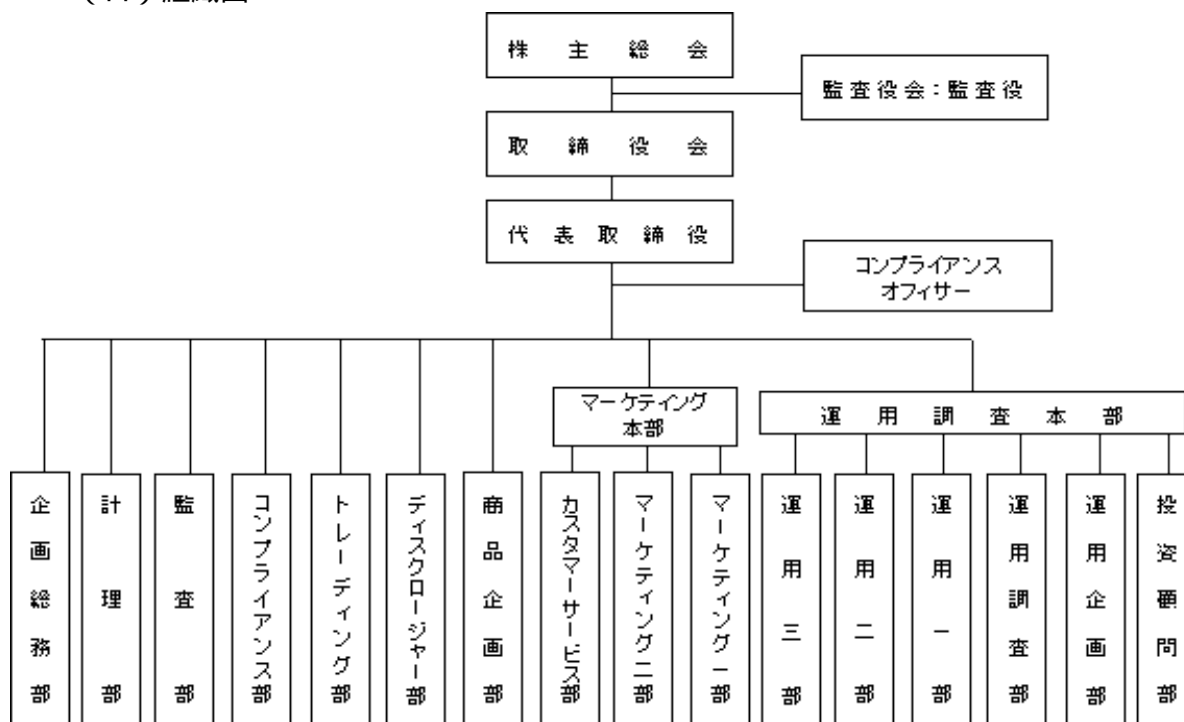
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

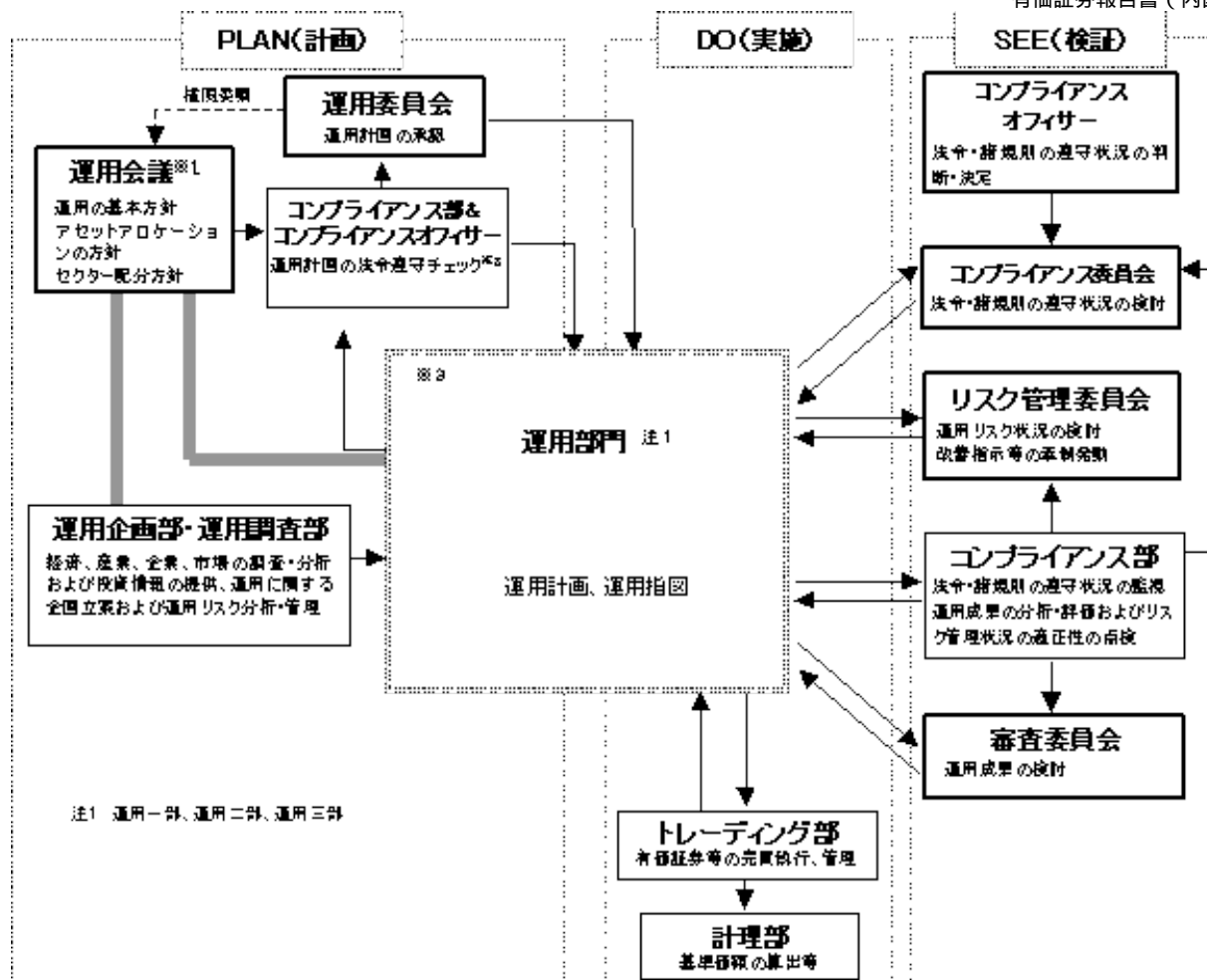
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年1月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年1月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	180	1,889,044
株式投資信託（合計）	151	1,472,690
単位型	2	7,589
追加型	149	1,465,100
公社債投資信託（合計）	29	416,353
単位型	2	893
追加型	27	415,460

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,283,840	5,375,054
有価証券	9,625,456	3,516,497
貯蔵品	7,563	4,913
前払金	29,862	24,431
前払費用	16,515	17,381
未収入金	574,913	4
未収委託者報酬	1,009,712	1,335,057
未収収益	6,983	33,303
繰延税金資産	35,449	138,637
その他	207	-
流動資産合計	15,590,505	10,445,281
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 37,992	2 24,796

器具・備品（純額）	2	40,940	2	38,095
リース資産（純額）	2	70,426	2	13,067
有形固定資産合計		149,359		75,959
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	121,230	3	73,596
無形固定資産合計		121,322		73,688
投資その他の資産				
投資有価証券		5,721,741		11,880,034
関係会社株式		77,100		77,100
長期貸付金		767		31
長期前払費用		1,816		1,113
長期未収入金		19,200		12,000
長期差入保証金		111,056		109,547
長期繰延税金資産		278,400		12,320
前払年金費用		485,705		467,715
長期性預金		-		500,000
その他		27,500		27,500
投資その他の資産合計		6,723,288		13,087,362
固定資産合計		6,993,969		13,237,010
資産合計		22,584,475		23,682,292

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,096	12,900
リース債務	31,681	23,125
未払金		
未払収益分配金	1,398	1,186
未払償還金	97,416	61,755
未払手数料	1 543,310	1 714,037
その他未払金	70,614	115,791
未払金合計	712,738	892,771
未払費用	1 66,054	1 71,575
未払法人税等	1,900	449,865
賞与引当金	112,600	164,600
役員賞与引当金	9,000	24,200
流動負債合計	947,072	1,639,036
固定負債		
長期リース債務	39,847	16,722
退職給付引当金	172,869	171,861
役員退職慰労引当金	54,958	66,958
執行役員退職慰労引当金	97,916	112,916
固定負債合計	365,592	368,458
負債合計	1,312,664	2,007,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		

別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計	14,491,097	14,502,612
自己株式	4,616	6,074
株主資本合計	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500,670	107,742
評価・換算差額等合計	500,670	107,742
純資産合計	21,271,810	21,674,796
負債純資産合計	22,584,475	23,682,292

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,887,702	10,140,218
その他営業収益	9,363	-
営業収益合計	9,897,065	10,140,218
営業費用		
支払手数料	1 5,837,722	1 5,826,460
広告宣伝費	205,698	187,354
公告費	2,786	4,179
調査費		
調査費	255,008	242,434
委託調査費	311,653	257,308
図書費	7,139	6,518
調査費合計	573,801	506,260
委託計算費	270,091	272,725
営業雑経費		
通信費	37,754	34,774
印刷費	167,544	163,737
協会費	10,002	8,276
諸会費	3,078	3,179
その他	15,547	16,843
営業雑経費合計	233,927	226,811
営業費用合計	7,124,027	7,023,791
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,015	2 91,000
給料・手当	1,068,065	1,065,538
賞与	131,482	152,422
給料合計	1,290,562	1,308,961
交際費	15,122	13,397
寄付金	6,228	5,017
旅費交通費	75,297	62,733
租税公課	54,854	35,175
不動産賃借料	193,402	195,056
賞与引当金繰入	112,600	164,600
役員賞与引当金繰入	9,000	24,200
役員退職慰労引当金繰入	26,791	26,583
退職給付費用	127,318	154,016
減価償却費	102,328	78,655

諸経費	379,150	331,667
一般管理費合計	2,392,656	2,400,064
営業利益	380,381	716,362

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	41,437	77,279
有価証券利息	55,679	74,885
受取利息	43,909	16,170
時効成立分配金・償還金	24,672	38,109
雑益	3,178	20,760
営業外収益合計	168,878	227,206
営業外費用		
支払利息	2,538	1,833
時効成立後支払分配金・償還金	29,547	4,940
雑損	1,457	1,979
営業外費用合計	33,543	8,753
経常利益	515,715	934,815
特別利益		
投資有価証券売却益	241,990	3,827
特別利益合計	241,990	3,827
特別損失		
固定資産除却損	3 599	3 335
投資有価証券売却損	3,180	3,060
投資有価証券評価損	7,890	-
過年度減価償却費	-	41,013
本社移転費用	-	24,575
特別損失合計	11,669	68,983
税引前当期純利益	746,036	869,659
法人税、住民税及び事業税	4 22,672	4 472,673
法人税等調整額	222,333	106,678
法人税等合計	245,005	365,994
当期純利益	501,030	503,664

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,060,933	2,012,604
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計		
前期末残高	15,539,426	14,491,097
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	14,491,097	14,502,612

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	4,616
当期変動額		
自己株式の取得	-	1,457
当期変動額合計	-	1,457
当期末残高	4,616	6,074
株主資本合計		
前期末残高	22,820,810	21,772,481
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457

当期変動額合計	1,048,328	10,057
当期末残高	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	372,224	500,670
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	872,894	392,928
当期末残高	500,670	107,742
純資産合計		
前期末残高	23,193,034	21,271,810
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	1,921,223	402,985
当期末残高	21,271,810	21,674,796

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産

	定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	同左
--	---	----

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 —————	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	————— (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 —————	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 （会計方針の変更） 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
（棚卸資産の評価に関する会計基準） 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—————

（リース取引に関する会計基準） 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）	
---	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
（貸借対照表） 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年 8月 7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）																								
1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="220 1480 571 1547"> <tr> <td>未払手数料</td><td>445,736千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,523千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="220 1610 571 1704"> <tr> <td>建物</td><td>77,409千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>332,202千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>31,652千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="220 1767 571 1800"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>131,057千円</td></tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円	1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="858 1480 1209 1547"> <tr> <td>未払手数料</td><td>563,753千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,732千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="858 1610 1209 1704"> <tr> <td>建物</td><td>78,630千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>333,552千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>89,011千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="858 1767 1209 1800"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>177,141千円</td></tr> </table>	未払手数料	563,753千円	未払費用	1,732千円	建物	78,630千円	器具備品	333,552千円	リース資産	89,011千円	ソフトウェア	177,141千円
未払手数料	445,736千円																								
未払費用	3,523千円																								
建物	77,409千円																								
器具備品	332,202千円																								
リース資産	31,652千円																								
ソフトウェア	131,057千円																								
未払手数料	563,753千円																								
未払費用	1,732千円																								
建物	78,630千円																								
器具備品	333,552千円																								
リース資産	89,011千円																								
ソフトウェア	177,141千円																								

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）				
1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="220 2103 571 2136"> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,724,024千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,724,024千円	1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table data-bbox="858 2103 1209 2136"> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,620,554千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,620,554千円
支払手数料	4,724,024千円				
支払手数料	4,620,554千円				

2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。	2. 役員報酬の範囲額 同左 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	-	643

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他(器具備品)であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法 (3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得および処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速や

かに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

２．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
２．その他有価証券 (1)非上場株式	310,728
(2)ＦＦＦ	500,952
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券 (1)国債・地方債等	301,581	-	-	-

(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2. その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

当事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千 円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランスタイプ）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	867,908	863,276
(2)年金資産（千円）	741,559	891,335
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	126,349	28,058
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	563,607	367,470
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	124,422	99,674
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)（千円）	312,835	295,854
(7)前払年金費用（千円）	485,705	467,715
(8)退職給付引当金(6) - (7)（千円）	172,869	171,861

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,007	88,343
(2)利息費用（千円）	17,170	17,358
(3)期待運用収益（減算）（千円）	16,188	14,831
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	50,599	75,157
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	24,747
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	114,840	141,279
(7)その他（千円）（注2）	12,477	12,736
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	127,318	154,016

（注）1．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 27,666千円、当事業年度 24,086千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
-----------------------	-----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>145,222</u> 繰延税金資産合計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金費用 197,633 その他 <u>34,316</u> 繰延税金負債合計 <u>231,949</u> 繰延税金資産の純額 <u>313,849</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金損金算入限度超過額 76,822 減価償却費限度超過額 9,711 退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876 役員退職慰労引当金否認額 27,245 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 36,960 有価証券評価差額 73,917 その他 <u>49,290</u> 繰延税金資産小計 489,645 評価性引当額 <u>143,338</u> 繰延税金資産合計 <u>346,307</u> 繰延税金負債 前払年金費用 190,313 その他 <u>5,036</u> 繰延税金負債合計 <u>195,349</u> 繰延税金資産の純額 <u>150,957</u>
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400	(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 138,637 固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 住民税均等割等 0.51 税効果未認識差異 8.60 その他 <u>0.02</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注4）	科目	期末残高（千円）（注4）
親会社	新光証券株式会社（注1）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.54 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注2） 債券等の現先取引（注2）	1,996,897 5,387,067	有価証券 短期貸付金	1,997,673 -

							当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注３）	4,724,024	未払手 数料	445,736
--	--	--	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２） ハウジングサービス料支払（注２）	46,584 17,184	その他未払金 その他未払金	4,076 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注１） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	1,099,573 4,620,554	短期貸付金 未払手数料	- 563,753

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親 会社を持 つ会社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 （注１）	148,802	長期差 入保証 金	99,186
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 （注２） ハウジングサー ビス料支払 （注２）	44,184 16,824	その他 未払金 その他 未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益金額 274円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式に係る純資産額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株式に係る当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	27,694
器具・備品（純額）	43,345
リース資産（純額）	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	13,842
未払金	
未払収益分配金	1,049
未払償還金	53,261
未払手数料	728,493
その他未払金	67,136
未払金合計	849,940

未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
純資産合計	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443

営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796

当中間期変動額

剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第51期中間会計期間
	（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法				
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="762 1108 1045 1193"> <tr> <td>建物</td><td>8～47年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2～20年</td></tr> </table> (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。	建物	8～47年	器具備品	2～20年
建物	8～47年				
器具備品	2～20年				

項 目	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
-----	--

3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
--

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第51期中間会計期間末 （平成22年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1．減価償却実施額	有形固定資産 13,969千円 無形固定資産 22,964千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	643	-	-	643

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。	
(2)リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

（金融商品関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
----	----------------

非上場株式	326,273
-------	---------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

2．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	47,297	45,457	1,840
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,216,760	1,210,011	6,748
	その他	-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
	小計	1,973,985	1,915,369	58,616
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	503,950	504,057	107
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
	小計	6,997,911	7,538,580	540,669
合計		8,971,897	9,453,950	482,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,847円28銭
1株当たり中間純利益金額	322円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952
普通株式に係る純資産額 (千円)	21,592,952
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,823
普通株式の自己株式数 (千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,822

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間純利益 (千円)	588,423
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	588,423
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)株式会社りそな銀行（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年1月末現在、279,928百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)みずほ証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成23年1月末現在、125,167百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成22年9月10日
有価証券報告書	平成22年9月10日

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 俊 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの第 5 1 期事業年度の中間会計期間（平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 2 年 9 月 3 0 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成22年6月11日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成21年12月11日から平成22年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)